

国土交通省北海道開発局
建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引
－令和 7 ・ 8 年度版－

目 次

第 1 令和 7・8 年度競争参加資格審査について

- 1 有資格者名簿への登録及び公表 2
- 2 情報公開法の施行 2

第 2 登録申請の手順

- 1 登録申請前の確認 4
 - (1) 有資格としない者 4
 - (2) 申請に当たって必要な経営事項審査について 4
- 2 申請書類の作成 5
- 3 申請書類の提出、受付 6
 - (1) 申請方法 6
 - ◎ 定期受付 6
 - ◎ 随時受付 8
 - (2) 申請に当たっての注意事項 11
- 4 競争参加資格審査 12
 - ◎ 北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類との対応関係 12
- 5 資格決定の通知 16
- 6 申請した事項の変更等の届出 16
 - ◎ 電子メールを利用した随時申請・変更届の提出について 19

第 3 申請書及び作成の方法

- 1 提出書類 21
- 2 提出書類の様式及び記載要領 23
 - (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)
 - [様式 1-1] 23
 - [様式 1-2] 27
 - (2) 工事分割内訳表 [様式 2] 30
 - (3) 業態調書
 - [様式 3-1] 33
 - [様式 3-2] 36
 - [様式 3-3] 39
 - [様式 3-4] 51
 - (4) 営業所一覧表 [様式 4] 54
 - (5) 工事経歴書 [様式 5] 56
 - (6) 総合評定値通知書の写し 58
 - (7) 社会保険等の領収書等の写し 59
 - (8) 納税証明書の写し 60
 - (9) 委任状 65

(10) 組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び 加入年月日を記載した書面	66
3 工事区分「15 維持」へ申請する場合で、清掃、除草及び除雪の単独 工事のみを希望し、建設業の許可を有しない方の申請方法について	67

第4 事業協同組合の申請方法

1 事業協同組合の資格審査	72
2 特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等	72
3 特例扱いを希望する事業協同組合の申請方法等	75
(1) 特例扱いを希望することができる事業協同組合	75
(2) 審査対象者	75
(3) 提出書類	75
(4) 提出書類の様式及び記載要領	78
(5) 申請した事項の変更等の届出	102
(6) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項	103

第5 競争参加資格審査申請に関するQ & A

1 国土交通省北海道開発局では、受付票等は発行されないのです か。	105
2 随時申請や変更届の提出はインターネットではできないので すか。定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうす ればいいですか。	105
3 資格決定後、申請を希望する部局を追加することはできますか。・	105
4 資格決定後、希望工事区分を追加することはできますか。・	106
5 資格決定後、建設工事の業態調書（様式3－2）希望工種分類を 変更することはできますか。	106
6 定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があ り、不受理になってしまいました。どのようにすればいいでし ょうか。	107
7 申請書の様式類を、インターネット上からダウンロードできま すか。	107
8 いわゆる「国土交通省統一様式」はどこで入手することができ ますか。	107
9 申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。	108
10 「外資状況」の考え方を教えて下さい。	108
11 「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。	109
12 申請書類はどのように綴じればいいですか。	109
13 随時受付は申請後、どのくらいの期間で決定になるものでしょう か。	109
14 経常建設共同企業体の申請方法はどのようになるのでしょうか。	109

第 1 令和 7 ・ 8 年度競争参加資格審査について

第 1 令和 7・8 年度競争参加資格審査について

1 有資格者名簿への登録及び公表

建設業者等で国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）の建設工事の競争入札に参加を希望される方は、あらかじめ、北海道開発局長に対して所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を提出し、審査を受ける必要があります。また、競争入札に参加できる方は、北海道開発局長が当該建設工事の有資格者として決定し、北海道開発局の「有資格者名簿」に登録された方に限られます。

平成13年 4 月 1 日から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）が施行され、入札及び契約過程等の一層の透明化を図る観点から、有資格者名簿を公表しています。

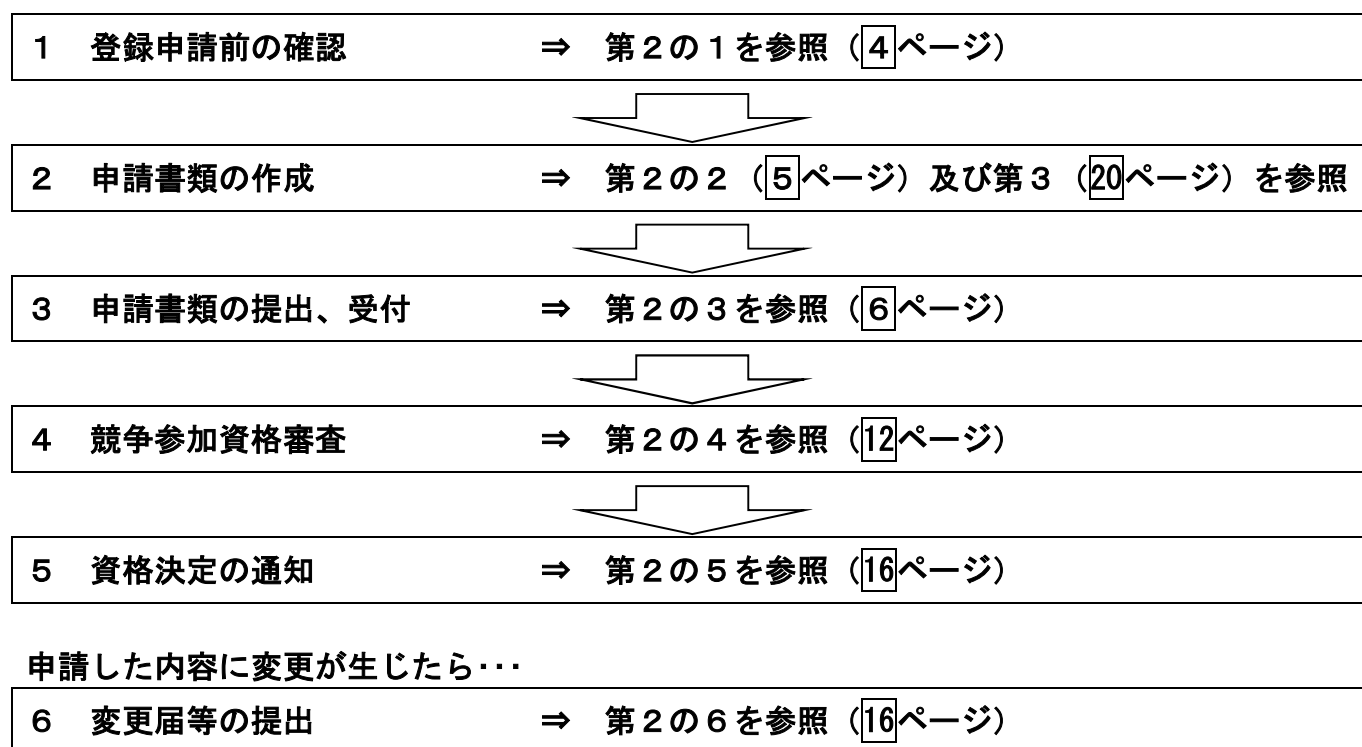
2 情報公開法の施行

国の行政機関においては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）の施行に伴い、平成13年 4 月 1 日以降は、行政機関（例：北海道開発局及び各開発建設部等）が取得した文書（例：資格審査申請書類等。）は、開示請求者（例：建設会社、個人など「法人・個人」を問わない。）からの請求があった場合には、当該法人、団体及び個人の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となっております。

なお、会社代表者の氏名等は、国土交通省北海道開発局においては、「公にすることが予定されている情報」として取り扱っております。

第 2 登録申請の手順

第2 登録申請の手順



1 登録申請前の確認

(1) 有資格者としなない者

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者
- ② 予決令第71条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、その期間を経過しない者
- ③ 不誠実な行為又は不健全な状態が明らかな者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者（「15 維持」を申請する者で、河川又は道路の清掃・除草及び除雪の単独工事のみを希望する場合を除く。）

(2) 申請に当たって必要な経営事項審査について

国土交通省北海道開発局の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、少額の建設工事の場合等を除き、経営事項審査を受けることが法令で義務づけられています。工事の請負契約を締結することができるのは、経営事項審査を受けた後その経営事項審査の申請の直前の営業年度終了の日（以下「審査基準日」という。）から1年7月の間に限られています。したがって、毎年、国土交通省北海道開発局の発注する工事を直接請け負おうとする建設業者は、審査基準日から1年7月間の「工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するよう、毎年定期的に経営事項審査を受けることが必要になります。

競争参加資格申請に必要な経営事項審査の条件

①定期受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 令和5年6月16日以降を審査基準日とするもので、かつ、令和5年6月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、そのうち最新のもの。
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類を提出されない場合には、提出された申請書データ（申請書）は受理されなかったものと見なします。

②随時受付

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類を提出されない場合には、提出された申請書は受理されなかったものと見なします。

③令和6年能登半島地震に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

能登半島地震の影響を受けた建設業者（令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するもの）について、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における①a中、「令和5年6月16日以降」及び②a中「1年7月前の日までの間」とあるのは、「令和4年10月29日以降」とします。なお、令和4年10月29日以降の日を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書（総合評定値通知書）が複数ある場合は、そのうち最新のもの）であれば申請が可能です。

2 申請書類の作成

※申請書類の記入方法、詳細については、第3以降を参照のこと。

作成が必要な主な申請書類について

○単体企業、個人、	「第3 申請書及び作成の方法」 (20ページ参照)
-----------	---------------------------

○協業組合、企業組合	
○事業協同組合	「第4 事業協同組合の申請方法」 (71 ページ参照)

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

3 申請書類の提出、受付

登録を希望する業者は「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」を所定の様式に従い、提出しなければなりません。

資格審査は、2年に1回定期受付を行います。その後、新たに建設業を開始した者等新規に国土交通省北海道開発局が発注する工事の受注を希望する者に対しては、随時受付を行います。

(1) 申請方法

受付ごとの申請方法は以下のとおり。

定期受付…「インターネット方式」「文書郵送方式※」「電子メール方式※」

※「文書郵送方式」又は「電子メール方式」は、インターネット方式で対応していない申請に限る

随時受付…「電子メール方式」「文書郵送方式」「文書持参方式」

◎定期受付（2年に1回実施）

① インターネット方式

インターネット方式については、下記国土交通省本省ホームページの建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]及び国土交通省北海道開発局ホームページの建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引き[インターネット編]《北海道開発局申請用補足説明書》を御確認ください。

国土交通省本省ホームページ

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

【インターネット方式で対応していない申請】

次のいずれかに該当する場合は、インターネット方式を利用することはできませんので、文書郵送方式又は電子メール方式で申請してください。

1) 申請者が河川又は道路の清掃、除草及び除雪に関する単独工事のみにつき申請をす

る場合において、建設業法第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない場合

- 2) 経常建設共同企業体に係る申請の場合（申請方法等は別に示します）
- 3) 事業協同組合で審査数値の算定方法に関する特例の適用を希望する場合
- 4) 協業組合、企業組合で競争参加者の資格に関する公示（令和6年10月1日付け北海道開発局長。以下「令和6年10月1日付け公示」という。）3（2）（建設工事に係る添付書類）[注]（C）に掲げる書類を提出する場合
- 5) 申請者が令和6年10月1日付け公示8（4）に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、その事実を届け出ていない場合
- 6) 会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続開始決定を受けた方で、令和6年10月1日付け公示8（3）に掲げる再度の決定を受けていない場合
- 7) 経営事項審査の告示附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査（グループ経審）又は経営事項審査の告示附則六の規定による持株会社の子会社に係る経営事項審査（持株会社化経審）を受けている場合

※2) 経常建設共同企業体として登録を希望する工事区分においては、当該建設共同企業体の構成員が単体企業としての決定を受けている事が必要となります。定期受付における単体企業の申請はインターネット方式となりますのでご注意ください。

② 文書郵送方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

インターネット方式で対応していない申請（6ページ参照）の場合は、文書郵送方式又は電子メール方式になります。

受付期間 …… 令和6年12月2日（月）～ 令和7年1月15日（水）
令和7年1月15日（水）までの消印のあるものが有効となります。

郵送先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

郵送方法

普通郵便ではなく、必ず書留郵便で送付してください。

※申請書類郵送の封筒の表・左下に朱書きで「資格審査申請書類在中」と明記してください。

注意事項

①当該資格の有効期間内は、申請書類一式の写しを必ず保管しておいてください。

※工事区分・申請部局の追加等を希望される場合に必要となります。

②申請書類に不備がある場合は、申請書を受理したことになりません。また、申請内容の補正のため、受付窓口へお越しいただくか又は補正した申請書類を提出していただくことがあります。なお、受付窓口の指示による所定期間内までに申請内容を補正していただけない場合は、定期受付での競争参加資格の決定はできませんので、ご注意ください。

③ 電子メール方式（インターネット方式では対応していない申請に限る）

インターネット方式で対応していない申請（6ページ参照）の場合は、文書郵送方式又は電子メール方式になります。

受付期間 …… 令和6年12月2日（月）～ 令和7年1月15日（水）

最終日の16時までに受信したものが有効となります。

送付先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係メールアドレス
hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp

提出方法

- ◎申請書以外の添付書類はスキャナー等を使用してPDFにしたものを提出してください。
- ◎メール件名を「（会社名等）資格申請書類の提出」と記載してください。
- ◎メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

注意事項 ※必ず下記事項を確認の上申請してください。

- ①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。20MBを超過する場合は添付書類を複数のメールに分けて提出してください。
- ②電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
- ③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出いただいた場合は、内容確認のため申請窓口から担当者へ連絡させていただく場合があります。
- ④申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。
- ⑤最新バージョンのウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行ってから送信してください。

④ 文書持参方式

平成27・28年度競争参加資格審査の申請から、定期受付の文書持参方式は廃止しております。

◎随時受付（定期受付終了後（令和7年1月16日以降）、随時実施）

定期受付の申請書類の提出期間の終了後、随時、申請書類の提出（電子メール・郵送・持参）を受け付けます。

※ 随時申請は、インターネットで行うことはできません。

資格の有効期間：資格の決定日（令和7年4月11日以降）～令和9年3月31日

※ 定期受付期間中の文書郵送及び電子メール（インターネット方式で対応していない申請を除く）又は文書持参による申請は原則廃止としていますが、定期

受付期間中に当該方法により申請された際には定期受付ではなく、随時受付による申請として取り扱い、資格決定日は令和7年4月11日以降となりますので、ご注意ください。

提出先

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係又は申請者の本店所在地を管轄する受付窓口（表－1（[10](#)ページ参照））

※合併、営業譲渡、会社分割、民事再生及び会社更生法に伴う再申請等については、北海道開発局事業振興部工事管理課の窓口までご相談ください。

※メールの場合、hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp宛てにPDFファイルを送付してください。（20MB以内。20MBを超える場合は添付資料を複数のメールに分けて送信してください。）

提出部数

正本1部

※提出書類は、定期受付と同一の書類となります。ただし、インターネット方式の様式とは異なります。

※電子メール方式により申請する場合には、受付通知は申請書の送信元宛に電子メールにてお知らせします。

※申請書は、ホームページからダウンロードできます。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

表－１ 受 付 窓 口（文書郵送方式、文書持参方式の場合）

受付窓口	住 所	電話番号	申請者の本店所在地等
札幌開発建設部 契約企画課	〒060-8506 札幌市中央区北２条西19丁目	011-611-0309	札幌市、夕張市、岩見沢市、 美唄市、芦別市、江別市、赤 平市、三笠市、千歳市、滝川 市、砂川市、歌志内市、深川 市、恵庭市、北広島市、石狩 市、石狩振興局及び空知総合 振興局管内
函館開発建設部 契約課	〒040-8501 函館市大川町１－27	0138-42-7525	函館市、北斗市、渡島総合振 興局及び檜山振興局管内
小樽開発建設部 契約課	〒047-8555 小樽市潮見台１丁目15－５	0134-23-5129	小樽市、後志総合振興局管内
旭川開発建設部 契約課	〒078-8513 旭川市宮前１条３丁目３－15	0166-32-2451	旭川市、士別市、名寄市、富 良野市、上川総合振興局管内
室蘭開発建設部 契約課	〒051-8524 室蘭市入江町１－14	0143-25-7026	室蘭市、苫小牧市、登別市、 伊達市、胆振総合振興局及び 日高振興局管内
釧路開発建設部 契約課	〒085-8551 釧路市幸町10丁目３	0154-24-7135	釧路市、根室市、釧路総合振 興局及び根室振興局管内
帯広開発建設部 契約課	〒080-8585 帯広市西５条南８丁目	0155-24-2903	帯広市、十勝総合振興局管内
網走開発建設部 契約課	〒093-8544 網走市新町２丁目６－１	0152-44-6898	北見市、網走市、紋別市、オ ホーツク総合振興局管内
留萌開発建設部 契約課	〒077-8501 留萌市寿町１丁目68	0164-42-2367	留萌市、留萌振興局管内
稚内開発建設部 契約課	〒097-8527 稚内市末広５丁目６－１	0162-33-1064	稚内市、宗谷総合振興局管内
北海道開発局 事業振興部 工事管理課企画係	〒060-8511 札幌市北区北８条西２丁目	011-709-2311 内線 5480	北海道外、共同企業体

(2) 申請に当たっての注意事項

①本手引の対象は、北海道開発局のみです。

本資格審査の手引の対象となるのは、国土交通省北海道開発局（開発建設部を含む。）に限ります。

②重複申請の無いよう、注意してください。

申請は、インターネット（定期受付時のみ）、電子メール、郵送又は持参のいずれか1つの方法により行ってください。

重複申請があった場合には、インターネット方式が全てにおいて優先されます。また、電子メール、郵送、持参のうち複数で申請したものは、当方で先に受け付けたものを優先します。

※当方で悪質な重複申請と判断した場合、資格決定を行わないこともあります。

③虚偽申請は資格取消の対象となります。

申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定をしない場合があります。また、資格決定後発覚した場合には、資格を取り消すことがあります。

④一度申請した資格審査書類は、原則修正することはできません。

申請の際は、内容を十分に確認した上、申請してください。

また、申請後に新しい審査基準日の総合評定値通知書の交付を受けても、申請書類の差替え等はできません。

⑤資格審査の有効期間は、令和9年3月31日まで有効です。

令和7・8年度の資格審査で資格決定を受けると、欠格要件又は合併・譲渡、会社更生手続開始決定・民事再生手続開始決定等に伴う再審査等に該当しない限り、その資格は令和9年3月31日まで有効となります。

会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始の決定を受けた方は、ヒアリング等の一連の手続を受けた後、再度の資格審査を受けることが可能になります。

⑥決定を受けた資格を辞退した場合、又は、申請を取り下げた場合、同一有効期間内の再度の申請はできません。

決定された資格を辞退することは、申請者の方の自由です。ただし、資格の有効期間内にもかかわらず、決定を受けた資格について辞退した場合、同一有効期間内は、当該資格については再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。

また、申請書類を一度提出した場合、資格決定を受ける以前であっても、当該申請を取り下げた場合については、同様に当該有効期間内での再度の申請をすることは認められませんのでご注意ください。（ただし、インターネット方式における確定前での一定期間内の申請書データの取消は除きます。）

⑦申請の際に使用する文字は、J I S第一水準・第二水準のみです。

申請の際に使用する文字は、J I S第一水準・第二水準に規定されているものに限ります。それ以外の文字については、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。

例：高（はしご高） ⇒ 「高」や「たか」、崎（たて崎） ⇒ 「崎」や「ざき」

4 競争参加資格審査

資格審査申請書類が提出されると、これに基づき、工事区分ごとに資格審査が行われます。この資格審査の結果、資格決定された業者が「有資格者名簿」に登録されることになります。

◎北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類との対応関係

北海道開発局は、15の工事区分があり、この中から登録を希望する工事区分を選択して申請することになります。

各工事区分に対する必要な建設業法の許可及びその主な工事内容については、次の表－２のとおりとなっています。

表－２の左欄の工事区分に対応する同右欄の建設業法許可種類のうち、いずれか一つ以上の許可を受けており、かつ、それに応じた経営事項審査の総合評定値通知を受けていなければ、当該工事区分の申請はできません。

なお、表－２中の○印を付した建設工事については、単独工事として発注する場合に限り当該許可を受けた方は受注することができますが、それ以外の場合は○印を付さない建設工事について許可を受けた方でなければ受注することができません。例えば、「一般土木」を希望する方が、建設工事（許可）の種類のうち「石工事」の許可のみを受けて申請した場合、「一般土木」の資格の決定を受けることができますが、実際の受注の対象となるのは、「一般土木」のうち「石工事」のみを単独で発注した工事に限られます。

また、一の建設工事の種類が二以上の工事区分に対応する場合は、当該工事の目的又は主体となる構造物又は設備等の種別によって各々の工事区分を判断します。

※工事区分の「15 維持」へ申請する者で、河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事についてのみ希望する場合は、建設業の許可を受けていなくても申請可能です。ただし、インターネット方式による申請はできません。

表－２ 令和７・８年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類
の対応表及び主な工事内容

番号	工事区分	必要な建設業法の許可種類	主 な 工 事 内 容
1	一般土木	土木一式工事（土）	土木一式工事及び土木に関する工事で他の工事区分に属する工事以外のもの (注)プレストレストコンクリートに関する工事は除く。
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないは準備的工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
		○石工事（石）	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
		○鉄筋工事（筋）	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
		○解体工事（解）	工作物の解体等を行う工事 (注)一般土木に関連した工事に限る。
2	建築	建築一式工事（建）	建築一式工事及び建築に関する工事で他の工事区分に属する工事以外のもの
		○大工工事（大）	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事
		○左官工事（左）	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	一般土木の内容と同じ (注)建築に関連した工事に限る。
		○石工事（石）	一般土木の内容と同じ (注)建築に関連した工事に限る。
		○屋根工事（屋）	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
		○タイル・れんが・ブロック工事（タ）	一般土木の内容と同じ (注)建築に関連した工事に限る。
		○鋼構造物工事（鋼）	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事 (注)建築に関連した工事に限る。
		○鉄筋工事（筋）	一般土木の内容と同じ (注)建築に関連した工事に限る。
		○板金工事（板）	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
		○ガラス工事（ガ）	工作物にガラスを加工して取付ける工事

番号	工事区分	必要な建設業法の許可種類	主 な 工 事 内 容
2	建築	○防水工事（防）	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事 (注) 建築に関連した工事に限る。
		○内装仕上工事（内）	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
		○建具工事（具）	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
		○消防施設工事（消）	火災警報設備、消火設備、避難施設若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事 (注) 建築に関連した工事に限る。
		○清掃施設工事（清）	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
		○解体工事（解）	一般土木の内容と同じ (注) 建築に関連した工事に限る。
3	舗装	舗装工事（舗）	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事
4	鋼橋上部	○とび・土工・コンクリート工事（と）	一般土木の内容と同じ (注) 鋼橋に関連した工事に限る。
		○鋼構造物工事（鋼）	建築の内容と同じ (注) 鋼橋に関連した工事に限る。
		○解体工事（解）	一般土木の内容と同じ (注) 鋼橋に関連した工事に限る。
5	PS コンクリート	土木一式工事（土）	プレストレストコンクリートに関する工事に限る。
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	一般土木の内容と同じ (注) プレストレストコンクリートに関連した工事に限る。
		○解体工事（解）	一般土木の内容と同じ (注) プレストレストコンクリートに関連した工事に限る。
6	しゅんせつ	しゅんせつ工事（しゅ）	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
7	機械装置	○鋼構造物工事（鋼）	建築の内容と同じ (注) 機械装置に関連した工事に限る。
		機械器具設置工事（機）	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
8	管	管工事（管）	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
		○熱絶縁工事（絶）	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
		○水道施設工事（水）	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、排水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
		○消防施設工事（消）	建築の内容と同じ (注) 管に関連した工事に限る。
9	電気	電気工事（電）	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
		○鋼構造物工事（鋼）	建築の内容と同じ (注) 電気に関連した工事に限る

番号	工事区分	必要な建設業法の許可種類	主 な 工 事 内 容
9	電気	○電気通信工事（通）	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
		○消防施設工事（消）	建築の内容と同じ (注) 電気に関連した工事に限る。
10	塗装	塗装工事（塗）	塗料、塗材等を工作物に吹き付け、塗付け、又ははり付ける工事
11	造園	造園工事（園）	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地、広場、道路等に苑地を築造する工事
12	防水加工	防水工事（防）	建築の内容と同じ (注) 建築以外の工事区分に関連した工事に限る。
13	さく井	さく井工事（井）	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
14	グラウト	土木一式工事（土）	岩盤、土中、コンクリート等にモルタル、セメントミルク等を注入する工事（地質調査を除く。） (注) プレストレストコンクリートに関する工事は除く。
		○とび・土工・コンクリート工事（と）	一般土木の内容と同じ (注) グラウトに関連した工事に限る。
		○解体工事（解）	一般土木の内容と同じ (注) グラウトに関連した工事に限る。
15	維持	○土木一式工事（土） ○とび・土工・コンクリート工事（と） ○石工事（石） ○電気工事（電） ○タイル・れんが・ブロック工事（タ） ○舗装工事（舗） ○塗装工事（塗） ○防水工事（防） ○機械器具設置工事（機） ○解体工事（解）	・河川・道路の補修に関する工事（河川・道路及びそれらの付属物の維持管理に必要な工事であって、いかなる名称を問わず、河川・道路に関する機能の保持又は原状に回復する工事（年間維持除雪工事又は年間舗装維持工事等、通年で施工されるものを含む）。） ・河川清掃（塵芥処理、流木処理、環境整備）、河川除草（堤防除草、水草除去） ・道路清掃（路面、管渠、側溝、付属物の清掃、塵芥処理）、道路除草（路肩、路側、法面の除草） ・除雪（一般除雪、歩道除雪、運搬排雪、付帯除雪、凍結防止剤散布、防雪施設設置・解体） ・清掃、除草及び除雪の単独工事

表－３ 建設業許可の種類と工事区分の対応表

【建設業許可の種類と国土交通省北海道開発局の希望工事区分の対応表】

競争参加資格希望 工事区分	1 一般土木	2 建築	3 舗装	4 鋼橋上部	5 PSコンクリート	6 しゅんせつ	7 機械装置	8 管	9 電気	10 塗装	11 造園	12 防水加工	13 さく井	14 グラウト	15 維持
建設業法上の建設工事															
01 土木一式	○				○									○	○
02 建築一式		○													
03 大工		○													
04 左官		○													
05 とび・土工・コンクリート	○	○		○	○									○	○
06 石	○	○													○
07 屋根		○													
08 電気									○						○
09 管								○							
10 タイル・れんが・ブロック	○	○													○
11 鋼構造物		○		○			○		○						
12 鉄筋	○	○													
13 舗装			○												○
14 しゅんせつ						○									
15 板金		○													
16 ガラス		○													
17 塗装										○					○
18 防水		○										○			○
19 内装仕上		○													
20 機械器具設置							○								○
21 熱絶縁								○							
22 電気通信									○						
23 造園											○				
24 さく井													○		
25 建具		○													
26 水道施設								○							
27 消防施設		○						○	○						
28 清掃施設		○													
29 解体	○	○		○	○									○	○

5 資格決定の通知

申請書の受付後、国土交通省北海道開発局から「資格決定通知書」が送付されますので、当該資格の有効期間内は申請書類一式の写しと一緒に保管してください。

競争参加資格の有効期間

定期受付：令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日

随時受付：資格決定日（令和7年4月11日以降） ～ 令和9年3月31日

※ 定期受付においては、資格決定通知書を令和7年3月末までに送付します。

6 申請した事項の変更等の届出

申請書類の提出後、変更等が生じた場合には、速やかに、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係又は申請者の本店所在地等を所管する受付窓口（表－1（10ページ参照））に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（建設工事）」又は「辞退等届」を郵送又は持参してください。電子メールの場合はhkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp宛てにファイルを送付してください。

「変更等の届出が必要な場合」、「変更届」及び「辞退等届」の書式については、ホームページをご覧ください。

国土交通省北海道開発局ホームページ

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

申請した事項の変更等の届出(工事)

資格決定を受けた内容を変更した(変更を希望する)場合は、「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届」(以下「変更届」という。)にそれぞれ必要な書類を添付し、申請者の本店所在地等を所管する受付窓口(※別表「変更届の提出窓口」参照)へ速やかに提出してください。
下表の変更届欄の『○』は届出要、『×』は届出不要となっています。また、添付書類欄の『○』は提出要、『△』はいずれかを提出、『その他』は記載書類を別途提出してください。

【提出方法等】

- ◆持参した場合・・・受付窓口で参加資格審査申請書の変更届を持参した旨をお伝えください。
- ◆郵送する場合・・・封筒に朱書きで「参加資格審査申請書変更届在中」とお書きください。
受付印を押印された変更届の控え(写し)の郵送を希望される場合は、変更届の控え(写し)及び返信用封筒(返信に足りる切手を貼付したもの)を同封してください。
※料金不足であっても当方では支払い致しかねますので、必ず料金不足にならないようお願いします。
- ◆メールの場合・・・メールアドレス: hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp 宛てにPDFファイルを送付してください(2OMB以内)。
- ◆登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。
https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

変更した内容 (変更事項)	添付書類(※添付書類は全て写し)				備 考
	変更届	証明 書 事項	建 設 業 業 務 許 可 の 書 証	其 他	
代表者等の変更					※国土交通省北海道開発局建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引 (以下「建設工事の手引き」という。)を参照のこと
① 役職名及び代表者氏名の変更	○	△		△	
① 本社(本店)の変更					
商号又は名称・住所・郵便番号	○	△		△	申請書様式1-1の内容を変更した場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・役職名を変更した場合は、建設工事の手引きP25に記載されている役職名から選択してください。 ・代表者を変更した場合は、氏名とその上にフリガナを付記してください。 ※代表者以外の役員(支店長等を含む)は、届出不要です。 ・本社(本店)の住所を変更した場合は、地名にフリガナを付記してください。ただし、都道府県及び地番のフリガナは不要です。
電話番号・FAX番号・メールアドレスの変更	○				
② 経常JVに係る変更					
経常JVの名称の変更	○			共同企業体基本協定書第9条に基づく決議書	企業体名称の変更があった場合は、共同企業体基本協定書第9条に基づき決議書による提出が必要です。 企業体の構成員の代表者等が変更になった場合は、それぞれ単体での変更届を提出してください。企業体としての変更届は提出不要です。 希望工事区分及び部局の追加・辞退は変更届ではできません。追加の場合は新たに随時受付による資格の決定を行うので、当初の申請書(写)の余白に「工事区分の追加」と朱書きして代表者印を押し、追加する工事区分・部局に朱書きで○印を付して提出してください。
各構成員の商号・代表者・住所等の変更	×				
希望工事区分・部局の追加・辞退					
③ 希望工事区分の追加・辞退					変更届による追加・辞退はできません。 追加の場合は、新たに随時受付による資格の決定を行うので、別途申請書を提出してください。 〔※提出方法は建設工事の手引きP106参照〕また、辞退の場合は、辞退等届を別途提出してください。
④ 希望部局の追加・辞退 (JVを除く)	○			申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの	資格決定した工事区分の希望部局を変更する場合は、下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 ＜申請時の提出方法＞ ・インターネット申請・・・登録部局等申請入力画面 ・紙申請・・・様式1-2
⑤ 希望工種分類の追加・辞退	○			申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの	希望工種分類を変更する場合は、下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 ＜申請時の提出方法＞ ・インターネット申請・・・業態調査5 ・紙申請・・・様式3-2
⑥ 資本・人的関係の変更					資本関係・役員の兼任に関する事項及び国土交通省退職者の再就職状況に関する事項に変更があった場合は、下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 なお、資本関係・人的関係の詳細は、建設工事の手引き(P39～)をご参照ください。 ＜申請時の提出方法＞ ○資本関係・役員の兼任 ・インターネット申請・・・業態調査6 ・紙申請・・・様式3-3 ○国土交通省退職者の再就職状況 ・インターネット申請・・・業態調査7 ・紙申請・・・様式3-4 ※申請時に「無」だったものを「有」に変更する場合は、紙申請の提出方法に準ずる。
資本関係に関する事項 役員の兼任に関する事項 ※資本人的関係にある法人等が北海道開発局の有資格者である場合は、双方の変更届の提出が必要です ※取締役はイ～ホの区分が変更した場合も届出の対象となります	○			申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの	
国土交通省退職者の再就職状況に関する事項	○				
⑦ 営業所の変更					申請書様式4の内容を変更した場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・営業所の変更は、次の条件に当てはまる場合のみ提出してください。 ＜変更条件＞ ・経営事項審査を受けた建設業許可業種を有している北海道内に所在する営業所。 ・指名通知書の送付先の変更は、上記の変更条件を満たしている営業所のみ対象となります。下記書類の写しに変更事項を朱書きで追記又は抹消して提出してください。 ＜申請時の提出方法＞ ・インターネット申請・・・希望部局指定画面 ・紙申請・・・様式4 ・支店長等の変更は、届出不要です。
名称・住所・郵便番号	○	△		△	
電話番号・FAX番号	○				
追加・廃止	○			○	申請時の様式(写)に変更事項を朱書きしたもの
指名通知書の送付先	○				
⑧ 建設業許可等の状況					
更新	×				申請書様式4(建設業許可業種)に変更があった場合は、下記注意事項に従って提出してください。 〔注意事項〕 ・建設業許可の増減に伴う変更届の提出は、経営事項審査を受けた場合のみ対象となります。 ・建設業許可種類の減(廃業)に伴い、希望工事区分に対応する種類全てが該当しなくなった場合は、該当工事区分のみ辞退等届での提出となります。 ※建設業許可種類の「舗装」「しゅんせつ」「塗装」「防水」「さく井」を減(廃業)した場合は、必ず辞退等届での提出になりますのでご注意ください。
建設業許可番号の変更	○		○		
種類の増減(本店又は営業所)	○		△	△	
一般⇄特定	○		△	△	
知事⇄大臣	○		△	△	
⑨ 合併等の届出	○			合併契約書、株主総会議事録、登記簿謄本等	合併等を行った場合は、合併に伴う契約書、株主総会議事録、登記簿謄本を提出してください。 なお、詳細については、HPに別途掲載の「合併等を予定されている方へ」をご覧ください。

変 更 し た 内 容 (変 更 事 項)		変 更 届	添付書類（※添付書類は全て写し）				備 考
			証 明 書 事 項	明 書	建 設 業 許 可 の 証	建 設 業 許 可 出 書	
⑩	廃業等の届出 廃業（一部廃業）、資格の辞退、JV解散、合併による消滅、破産等	要 辞 退 届	/	/	/	/	変更届による提出はできません。 廃業（一部廃業）、資格の辞退、JV解散、合併による消滅、破産等の際は、速やかに辞退等届を提出してください。
⑪	その他（届出対象外） 技術者の数、資本金、使用印鑑	×	/	/	/	/	左記については変更届の内容を反映しておりませんので、提出不要です。
⑫	その他（電子入札関係） 電子証明書（ICカード）、年間委任状	×	/	/	/	/	電子証明書（ICカード）及び年間委任状については、関係する各開発建設部契約課（札幌にあつては契約企画課）、北海道開発局開発監理部会計課又は営繕部営繕管理課へお問い合わせください。

間近に入札を控えている等の事情により、早急に変更届の内容を反映させる必要がある場合は、事前に工事管理課企画係までご相談ください。

◎電子メールを利用した随時申請・変更届の提出について

提出方法

- ◎提出が必要な書類は、郵送又は持参による提出書類と同じです。当手引きの該当箇所をご確認ください。
- ※申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。
- ※申請書類は下記の北海道開発局のホームページからダウンロードした様式に必要な事項を記載して提出してください。
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>
- ◎申請書以外の添付書類はスキャナーを使用してPDFにしたものを提出してください。
- ◎メール件名を随時申請提出の場合は「（会社名等）資格申請書類の提出」、変更届提出の場合は「（会社名等）変更届の提出」と記載してください。
- ◎メール本文に「申請者の商号又は名称」、「申請担当者氏名」および「連絡先電話番号」を記載してください。

提出先

hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp 宛てにファイルを送付してください。

注意事項

- ※必ず下記事項を確認の上申請してください。
- ①添付書類のデータサイズが20MBを超える場合、受付側でメールを受信できません。20MBを超える場合は添付資料を複数のメールに分けて提出してください。
- ②電子メール方式により申請する場合の受付通知は、申請書の送信元メールアドレス宛に電子メールにてお知らせします。
- ※メール送信後平日3日を経過しても受付通知メールによるお知らせがない場合は、受付担当にお問い合わせください。
受付担当：北海道開発局 事業振興部 工事管理課 企画係
メール：hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp
電 話：011-709-2311（内線：5480）
- ③添付書類等に疑義がある場合や、添付書類を必要としない変更届を提出頂いた場合は、内容確認のため申請窓口から連絡させていただく場合があります。
- ④申請書類一式を認定期間内は、必ず保管しておいてください。
- ※追加工種を希望されるような場合等、必要となる場合があります。

第 3 申請書及び作成の方法

第3 申請書及び作成の方法

※申請書の作成に当たっては、必ず「登録申請前の確認」(4ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(11ページ)を確認してください。

1 提出書類

提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出してください。

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
1. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	様式1-1		23
	様式1-2		27
2. 工事分割内訳表	様式2	総合評定値通知書に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、当局の定める競争参加資格希望工事区分に分割もしくは合算して申請する場合には、工事分割内訳表を作成して提出します。	30
3. 業態調書	様式3-1		33
	様式3-2		36
	様式3-3	(注2)	39
	様式3-4	(注2)	51
4. 営業所一覧表(注2)	様式4		54
5. 工事経歴書	様式5	様式1-2において、工事区分「15 維持(清掃、除草、除雪)」へ申請し、その実績がある場合について作成します。作成に当たっては、直前1年度及び直前2年度の工事実績を記入して提出します(実績がない場合、又は当該工事区分へ申請しない場合は作成する必要はありません。)	56
6. 総合評定値通知書の写し(注1)	—	建設業法第27条の29の総合評定値通知書の写しをいい、資格審査の申請をする日の直前に受けたものに限ります。	58
7. 社会保険等の領収書等の写し(注1)	—	総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。	59

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
8. 納税証明書その3等の写し (注1)	—	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(未納のないことの証明書)で、対象は法人税、所得税、消費税及び地方消費税で、証明年月日が申請書提出時3ヶ月以内に発行されたものの写しをいいます。	60
9. 委任状(正)(注3)	—		65
10. 組合員の住所、電話番号、 商号又は名称、代表者氏名及び 加入年月日を記載した書 面(注4)	—		66

※申請書類は審査基準日で作成してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

(注1) 原寸大かつ鮮明である写しであること。納税証明書は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

(注2) 「3. 業態調書」のうち様式3-3及び様式3-4並びに「4. 営業所一覧表」は、上記(※)の記載に関わらず申請日現在で作成してください。

(注3) 「9. 委任状」については、申請代理人が代理申請する場合に提出が必要となります。

(注4) 「10. 組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書面」については、申請者が、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律による協業組合)又は企業組合(中小企業等協同組合法による企業組合)の場合に提出が必要となります。

申請書類の提出部数

○定期受付時 正本1部

※文書持参方式は完全廃止

※インターネット方式で対応していない申請に限り、電子メール方式又は文書郵送方式で受付

令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)まで。

○随時受付時 正本1部

※電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式による。定期受付終了後(令和7年1月16日以降)、随時実施

※工事区分「15 維持」へ申請する場合で、河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事のみを希望し、建設業許可を有しないときは、67ページ以下に記載されている書類が必要となります。

2 提出書類の様式及び記載要領

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）

[様式 1 - 1]

【作成が必要な方】

○すべての申請者

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出してください。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。

様式 1 - 1		※ 02 受付番号		03 業者コード	21-12345	※ 申請者	06 適格組合証明	有	無
01	1:新規 2:更新			04 建設業許可番号	01-001234	05 の規模			
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）									
令和 7・8 年度において、貴 局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。									
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 北 海 道 開 発 局 長 殿									
07	本社(店)郵便番号	060	-	0001	08 法人番号	0123456789012			
09	本社(店)住所	北海道札幌市中央区北 1 条西 13							
10	商号又は名称	(株)開発建設							
11	役 職	代表取締役							
代表者氏名		カインツ 太郎				フリガナ		カインツ 太郎	
12 担当者氏名		建設 次郎				フリガナ		建設 次郎	
13	本社(店)電話番号	011-231-1234				14 担当者電話番号		011-231-1236 (内線番号 789)	
15	本社(店)FAX番号	011-231-1235				16 電子入札用ICカードの登録番号			
17	メールアドレス	kaihatsu-h@mlt.go.jp							
18	申請代理人	申請代理人郵便番号				申請代理人電話番号			
申請代理人住所									
申請代理人氏名									
19	外資状況	1 外国籍会社 [国名:]				2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)		3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)	
20 営業年数		22 年				21 総職員数(人)		150	
22	設立年月日(和暦)	明治 大正 昭和 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				23 みなし大企業 □ 下記のいずれかに該当する □ 該当しない			
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 - 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 - 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業									

※欄については、記載しないこと（以下同じ）。

※斜文字は記入例

(様式 1-1)

項目	記載要領
	<u>提出年月日を記載すること。</u>
01 新規・更新	該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けること。 (1) 新規（初めて北海道開発局に資格申請を行った場合） (2) 更新（過去に北海道開発局の資格決定を受けたことがある場合）
02 受付番号	記入不要
03 業者コード	「01 新規・更新」欄は、どちらかを○で囲み、更新の場合のみ次のとおり記載すること。 (1) 新規の場合・・・記載不要。 (2) 更新の場合・・・既存の北海道開発局の業者コード（2桁ハイフン5桁○○-○○○○○で表示）を記載。
04 建設業許可番号	<u>※次のとおり記載すること。※記載漏れに注意！</u> ○許可を受けている建設業の許可番号（2桁ハイフン6桁○○-○○○○○で表示）を総合評定値通知書から転記する。
05 申請者の規模	記入不要
06 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の有無に○印を付けること。
07 本社（店）郵便番号	○本社（店）所在地の郵便番号を記入すること。
08 法人番号	○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を入力すること。 ※法人番号は、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合があるので、 <u>誤りのないよう正確に記入すること。</u> ※個人の場合は、記載を要しない。 ※法人番号が不明の場合、国税庁法人番号公表サイトで検索すること。 https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/
09 本社（店）住所	○フリガナの欄は、カタカナで記載すること。 ○都道府県名については、フリガナを記載しないこと。 <u>○丁目、番地は、「-（ハイフン）」により省略して記載すること。</u> (例) 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番22号 → 北海道札幌市北区北8条西2-1-22 北海道函館市大川町1番27号 → 北海道函館市大川町1-27 ○建設業許可上の「主たる営業所」の住所を記載すること。 (登記簿上と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入。) ○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載すること。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。

項目	記載要領																																				
10 商号又は名称	○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入すること。 ○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、株式会社等法人の種類を表わす略号（（株）、（有）等）については、フリガナは記載しない。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr><tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr><tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																
公益社団法人	（公社）																																				
11 役職・代表者氏名	【役職】 ○下記の役職名のうちから一つを選択して記載すること。 <table><tr><td>・取締役</td><td>・取締役社長</td><td>・代表取締役</td><td>・代表取締役社長</td></tr><tr><td>・代表取締役副社長</td><td></td><td>・代表社員</td><td>・代表者</td></tr><tr><td>・代表理事</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・理事長</td><td>・社長</td><td>・副社長</td><td>・無限責任社員</td></tr><tr><td>・管財人</td><td>・会長</td><td></td><td></td></tr></table> ※個人若しくは該当がない場合は、「代表者」を選ぶこと。 【代表者氏名】 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。 ○外国事業者が申請する場合は、日本における代表者を記載すること。	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者	・代表理事				・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長																		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長																																		
・代表取締役副社長		・代表社員	・代表者																																		
・代表理事																																					
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員																																		
・管財人	・会長																																				
12 担当者氏名	※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの、当該申請についての質問に答えられる方）を記入すること。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。																																				
13 本社（店）電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。 ○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入すること。 ○本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載すること。																																				
14 担当者電話番号																																					
15 本社（店）FAX番号																																					
16 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要																																				
17 メールアドレス	○資格決定通知書の送付先として使用するほか、競争参加資格に関する照会等でも使用することがある。 ○契約を担当する部署の共有アドレスなど、常用しているもので、担当者の異動等による変更の頻度が少ないメールアドレスを記載すること。 ※上記によりがたいときは申請担当者個人のメールアドレスでも可																																				

項目	記載要領
	※資格決定通知書は代理受領できないため、行政書士のメールアドレスは不可。
18 申請代理人	※代理申請をする場合には、<u>65</u>ページを必ず確認すること。 ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。 ※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。
19 外資状況	○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。 ○「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。
20 営業年数	○申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数を記載すること。 ※工事区分「15 維持」を申請する場合で、河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事のみを希望し、建設業の許可を有しないものの営業年数は、0（ゼロ）年と記載する。
21 総職員数	○申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）に、法人にあっては取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数を、個人にあってはその者又はその支配人で常勤のものの数を加えた数を記載すること。
22 設立年月日（和暦）	○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。（個人については、記載を要しない。）
23 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、もとより大企業である場合又は上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れること。

[様式 1 - 2]

【作成が必要な方】
○すべての申請者

様式 1 - 2																						
※ 受付番号				業者コード 21-12345																		
24	① 競争参加資格希望工事区分				② 年間平均完成工事高 (千円)				③ 申請を希望する部局													
									01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	合計		
									札幌	函館	小樽	旭川	室蘭	釧路	帯広	網走	留萌	稚内	本局			
	01	一般土木			922,540	O	O	O	O	O												5
	02	建築			442,219	O	O	O	O	O												5
	03	舗装																				
	04	鋼橋上部																				
	05	P S コンクリート																				
	06	しゅんせつ																				
	07	機械装置																				
	08	管																				
	09	電気			68,813	O		O														2
	10	塗装																				
	11	造園																				
	12	防水加工																				
13	さく井																					
14	グライウト																					
工事高	15	維持	(補修、維持管理)	19,777	O	O	O															3
			(清掃、除草、除雪)	7,560																		
		その他(申請外)		15,000																		
		合計			1,475,909	4	3	4	2	2												

A (01一般土木～15維持(補修、維持管理)の合計)
+
B(その他(申請外))

総合評定値通知書の完成工事高合計となる。
(経審の端数処理等のため、完全に一致するとは限らない)

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

※斜文字は記入例

(様式 1-2)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
24 完成工事高	※「24 完成工事高」の各欄については、13ページの表-2「令和7・8年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類の対応表及び主な工事内容」により記載すること。
①競争参加資格希望工事区分	○競争参加を希望する工事区分の番号に「○」印を付けること。ただし、「1 一般土木」から「15 維持（補修、維持管理）」については、当該工事区分に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種であるものに限られる（13ページの表-2「令和7・8年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類の対応表及び主な工事内容」を参照。）。 ※この申請書に記載する希望工事区分は、建設業法第3条第2項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事の種類とは異なるので、特に注意すること。
②年間平均完成工事高	○希望する工事区分ごとに年間平均完成工事高（消費税は除く）を千円単位で記載すること。 ○下から2行目の「その他（申請外）」の欄には、希望する工事区分以外の工事の年間平均完成工事高を記載すること。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事区分の年間平均完成工事高及び「その他（申請外）」の欄との合計を記載すること。なお、「合計」欄の数値は、総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合（「15 維持（清掃、除草、除雪）」を申請したとき若しくは経営事項審査の端数処理の関係）があるが、本申請書様式1-2の「合計」数値は、単純に各希望工事区分の年間平均完成工事高及び「その他（申請外）」の欄とを足し合わせた数値を記載すること。 ※消費税を含まない金額を記載すること。 ※総合評定値通知書の完成工事高の2年ないし3年平均の欄から金額を記載すること。（「元請完成工事高」欄の金額ではない。） ※ <u>総合評定値通知書に記載されている一つの「完成工事高」を、二つ以上の希望工事区分に分割して申請する場合及び総合評定値通知書に記載されている二つ以上の「完成工事高」を一つの希望工事区分に合算して申請する場合には、「様式2 工事分割内訳表」（30ページ参照）の提出が必要になるので注意すること。</u> ※「15 維持」のうち「（清掃、除草、除雪）」については、様式5「工事経歴書」をもとに記載すること。 ※当該希望工事区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、総合評定値通知書における「完成工事高」が「0」であっても、希望することは可能である。 <u>その場合には、「0」と記載すること。</u> ※ <u>年間平均完成工事高の合計欄等の誤記載、記入漏れが多く見られる</u>

項目	記載要領
	<u>ので注意すること。</u> ○「01 一般土木」「02 建築」「07 機械装置」「09 電気」「10 塗装」「15 維持」のいずれかを希望する場合は、「様式3-2」のうち「02 希望工種」欄の記入が必要となる。
③ 申請を希望する部局	○希望工事区分ごとに申請を希望する部局の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記載すること。 <u>※全ての入札方式において、参加する可能性のある部局には、必ず「○」を付す（全て付けていただいてもかまいません）。</u> <u>※「○」を付していない部局については、入札参加の希望をしていないと見なされ、「○」をしていない部局の案件に参加した場合に、無効（失格）となることがあるので注意すること。</u> ○工事区分「建築」「機械装置」「電気」「管」等を希望する者へ 北海道開発局では、各開発建設部で発注される営繕工事（除雪ステーション等）の他に、本局営繕部発注による国の官庁施設（合同庁舎等）の建設・改修等を目的とした営繕工事を行っており、そちらへの入札参加を希望する場合は、必ず本局の欄に「○」を記入すること。

(2) 工事分割内訳表
[様式2]

【作成が必要な方】
○総合評定値通知書に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、いくつかの工事区分に分割又は合算して申請する場合。

様式2

※ 受付番号

業者コード 21-12345

工事分割内訳表

(単位:千円)

競争参加資格希望工事区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他 (申請外)	※ 合計
工事区	一般土木	建築	舗装	鋼橋上部	PSコンクリート	しゅんせつ	機械装置	管	電気	塗装	造園	防水加工	さく井	グラウト	維持		
01 土木一式	214,540														19,777		234,317
02 建築一式		122,219															122,219
03 大工																	
04 左官																	
05 とび・土工・コンクリート	700,000																700,000
06 石																	
07 屋根																	
08 電気									68,813								68,813
09 管																	
10 タイル・れんが・ブロック																	
11 鋼構造物																12,000	12,000
12 鉄筋																	
13 舗装																	
14 しゅんせつ																	
15 板金																	
16 ガラス																	
17 塗装																	
18 防水																	
19 内装仕上		50,000															50,000
20 機械器具設置																	
21 熱絶縁																	
22 電気通信																	
23 造園																	
24 さく井																	
25 建具		50,000															50,000
26 水道施設																	
27 消防施設																	
28 清掃施設																	
29 解体	8,000	220,000															228,000
その他																3,000	3,000
合 計	922,540	442,219							68,813						19,777	15,000	1,468,349

記載要領

1 本表は総合評定値通知書に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工事区分」に分割又は合算して申請する場合に作成すること。

2 「建設業法上の建設工事」の種類には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種類に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工事区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事区分」を記載すること。

3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高と同一であること。

※斜文字は記入例

様式1-2と様式2の記載方法

様式2の希望工事区分合計と様式1-2の各工事区分年間平均完成高を必ず一致させる。

様式2		工 事 分 割 内 訳 表															(単位：千円)	
競争参加資格希望工事区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他(申請外)	合 計
01	土木一式	214,540															19,777	234,317
02	建築一式		122,219															122,219
03	舗装																	
04	左官																	
05	とび・土工・コンクリート	700,000																700,000
06	石																	
07	屋根																	
08	電気								68,813									68,813
09	管																	
10	タイル・れんが・ブロック																	
11	鋼構造物																12,000	12,000
12	鉄筋																	
13	舗装																	
14	しゅんせつ																	
15	板金																	
16	ガラス																	
17	塗装																	
18	防水																	
19	内装仕上		50,000															50,000
20	機械器具設置																	
21	熱絶縁																	
22	電気通信																	
23	造園																	
24	さく井																	
25	建具		50,000															50,000
26	水道施設																	
27	消防施設																	
28	清掃施設																	
29	解体	8,000	220,000															228,000
その他																3,000		3,000
合 計		922,540	442,219						68,813							19,777	15,000	1,468,349

総合評定値通知書の完成工事高と様式2の該当の工事の横の合計は、必ず一致させる。

様式1-2

競争参加資格希望工事区分		年間平均完成工事高	
(千円)		(千円)	
01	土木一式	922,540	
02	建築一式	442,219	
03	舗装		
04	鋼構造物		
05	PSコンクリート		
06	しゅんせつ		
07	機械装置		
08	管		
09	電気	68,813	
10	塗装		
11	造園		
12	防水加工		
13	さく井		
14	グラウト		
15	維持(補修、維持管理)	19,777	
	(清掃、除草、除雪)	7,560	
	その他(申請外)	15,000	
合 計		1,475,909	

総合評定値通知書

建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完 成 工 事 高	
		N年平均	評点 (X ₁)
土木一式	aaa	234,317	
プレストレストコンクリート構造物	bbb	0	
建築一式	ccc	122,219	
大工			
左官			
とび・土工・コンクリート	ddd	628,000	
法面石地処理	eee	100,000	
屋根			
電気	fff	68,813	
管			
タイル・れんが・ブロック			
鋼構造物	ggg	12,000	
鋼構造物	hhh	0	
鉄筋			
舗装			
しゅんせつ			
板金			
ガラス			
塗装			
防水			
内装仕上	iii	50,000	
機械器具設置			
熱絶縁			
電気通信			
造園			
さく井			
建具	jjj	50,000	
水道施設			
消防施設			
清掃施設			
解体	kkk	300,000	
その他		3,000	
合 計		1,468,349	

総合評定値通知書と様式1-2、様式2の合計を一致させる。 ※但し、「15 維持(清掃、除草、除雪)」を申請したとき若しくは経営事項審査の端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、様式1-2と様式2は単純に足し合わせた数値を記入する。

(様式2)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
建設業法上の建設工事の平均完成工事高	○単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載すること。 ○右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と同一であること。 ※総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と様式2の「※合計」の欄に記載する数値は、必ず一致させること。 ※この工事分割内訳表の各希望工事区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がある（経営事項審査の端数処理の関係）が、<u>この工事分割内訳表における各希望工事区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載すること。</u> ※工事区分別の注意事項 【土木一式工事からP S コンクリートへの分割】 土木一式工事からP S コンクリートに分割する年間平均完成工事高は、総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高と同一でなければならない。 ※総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の年間平均完成工事高は、国土交通省北海道開発局が発注する工事の希望工事区分であるP S コンクリートにしか計上できない。 【鋼構造物工事から鋼橋上部への分割】 鋼構造物工事から鋼橋上部に分割する年間平均完成工事高は、総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高と同一でなければならない。 ※総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の年間平均完成工事高は、国土交通省北海道開発局が発注する工事の希望工事区分である鋼橋上部にしか計上できない。

(3) 業態調査

[様式 3 - 1]

【作成が必要な方】

○すべての申請者

様式 3 - 1

※受付番号

業者コード

業 態 調 査 書

01 有資格技術職員内訳

	検 定 種 目	級 別・種 別・資 格 区 分 コー ド	人 数	
施 工 管 理 技 士	建設機械施工管理技士	1 級	111	
		2 級	212	
	土木施工管理技士	1 級	113	
		2 級	土木	214
			鋼構造物塗装	215
			薬液注入	216
	建築施工管理技士	1 級	120	
		2 級	建築	221
		2 級	躯体	222
			仕上げ	223
電気工事施工管理技士	1 級	127		
	2 級		228	
管工事施工管理技士	1 級	129		
	2 級		230	
電気通信工事施工管理技士	1 級	131		
	2 級		232	
造園施工管理技士	1 級	133		
	2 級		234	

	技 術 部 門	選 択 科 目・資 格 区 分 コー ド	人 数
技 術 士	建設部門	「鋼構造及びコンクリート」	142
		その他	141
	農業部門	「農業農村工学」	143
		電気電子部門	
	機械部門	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	146
		その他	145
	上下水道部門	「上水道及び工業用水道」	148
		その他	147
	水産部門	「水産土木」	149
		森林部門	「林業・林産」
		「森林土木」	151
			「水質管理」
衛生工学部門		「廃棄物・資源循環」	154
	その他		152
建 築 士 等	建築士	1 級建築士	137
		2 級建築士	238
		木造建築士	239
	建築設備士		82

技 術 部 門	選 択 科 目・資 格 区 分 コー ド	人 数
技 術 士	「鋼構造及びコンクリート」	42
	建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	41
	「農業農村工学」	43
	電気電子部門に係る選択科目	44
	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」	46
	機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの	45
	「上水道及び工業用水道」	48
	上下水道部門に係る選択科目のうち「上水道及び工業用水道」以外のもの	47
	「水産土木」	49
	「林業・林産」	50
	「森林土木」	51
	「水質管理」	53
	「廃棄物・資源循環」	54
	衛生工学部門に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの	52

施工管理技士・技術士・建築士等の合計

実人数

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数

登録基幹技能者講習修了証の所持者数

記載要領

※「有資格技術職員内訳」の人数欄については、申請時点で在籍している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。

また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同姓附番者名簿(別紙二)の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を累計し、合計人数を記入してください。

※令和2年1月16日以降に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。

※「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則第10条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

(様式 3-1)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
01 有資格技術職員 内訳	1. 「人数」欄 ○申請時点で在籍（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいう）している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。 工事・測量等の両方を営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者は外してカウントすること。 なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後に発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがある。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 ※1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上すること。 2. 「施工管理技士・技術士・建築士等の合計」欄 ○施工管理技士、技術士及び建築士等のそれぞれの検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載すること。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 3. 「実人数」欄 ○施工管理技士・技術士・建築士等の合計のうち重複を除いた人数を記入すること。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 4. 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、<u>監理技術者講習修了証を所持している技術者</u>を集計し、合計人数を記入すること。（2の「合計」欄には含まない。） ※<u>令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの</u>。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 5. 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 ○建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。（2の「合計」欄には含まない。） ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。

※技術士資格取得人数入力時の注意事項

平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数に含めて計上すること。

赤字は技術士法の改正により、平成31年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

技術部門	平成30年度以前選択科目	計上する項目 (平成31年度以降選択科目)
総合技術 監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの
	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門にかかる選択科目	電気電子部門にかかる選択科目
	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	機械部門に係る選択科目のうち 「流体力学」又は「熱工学」以外のもの	機械部門に係る選択科目のうち 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「水産土木」	「水産土木」
	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの
建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	その他	その他
農業	「農業土木」	「農業農村工学」
電気電子	—	—
機械	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	その他	その他
上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	その他	その他
水産	「水産土木」	「水産土木」
森林	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	その他	その他

※電気電子部門については電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

[様式 3 - 2]

【作成が必要な方】
○すべての申請者

様式 3 - 2

※ 受 付 番 号

業 者 コー ド
21-12345

業 態 調 書

02
希望工種

工事区分	工種分類	希望の区分	摘 要
一 般 土 木	河川・海岸	1・2	1: 施工実績があつて希望する 2: 施工実績はないが希望する
	道路	1・2	
	構造物	1・2	
	砂防・地すべり防止	1・2	
	トンネル	1・2	
	ダム	1・2	
	軟弱地盤	1・2	
	農用地整備・農地保全	1・2	
	土地改良施設	1・2	
	港湾・漁港	1・2	
建 築	空港	1・2	
	R C又はS R C構造	1・2	
	鋼構造	1・2	
	プレハブ建築	1・2	
機 械 装 置	木造建築	1・2	
	昇降機設備	1・2	
	水門設備	1・2	
	ポンプ設備	1・2	
	その他機械設備	1・2	

記載要領

上記工事区分の競争参加資格を希望する場合には、希望する工種分類を少なくとも1つ以上選択し、それぞれ次の区分により該当する番号に○印を付すこと。

1：施工実績があつて希望する

2：施工実績はないが希望する

※施工実績があるとは、会社の創業以来の実績によることとし、発注者の官・民の別、元請・下請の別、請負代金の額を問うものではない。

工事区分	工種分類	希望の区分	摘 要
電 気	土木電気設備	1・2	1: 施工実績があつて希望する 2: 施工実績はないが希望する
	建築電気設備	1・2	
	通信設備	1・2	
	受変電設備	1・2	
塗 装	橋梁塗装	1・2	
	区画線塗装	1・2	
維 持	河川清掃	1・2	
	河川除草	1・2	
	その他河川補修	1・2	
	道路清掃	1・2	
	道路除草	1・2	
	その他道路補修	1・2	
	除雪	1・2	

※斜文字は記載例

(様式 3 - 2)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
02 希望工種	○様式 1 - 2 において、「01 一般土木」「02 建築」「07 機械装置」「09 電気」「10 塗装」「15 維持」の工事区分のいずれかの競争参加資格を希望する場合には、その工事区分に対応する<u>受注を希望する工種分類</u>を少なくとも1つ以上選択し、それぞれ次の区分により該当する番号に○印を付すこと。 1：施工実績があつて希望する 2：施工実績はないが希望する ※希望工種分類と主な工事内容については、37ページ表- 4「国土交通省北海道開発局における「希望工種分類」」参照。

表－４ 国土交通省北海道開発局における「希望工種分類」

工事区分	希望工種分類	主 な 工 事 内 容
一般土木	河川・海岸	築堤、護岸、消波・根固・水制、海岸構造物、水路、掘削
	道路	道路新設・改良、歩道設置
	構造物	床止、堰、水門、樋門・樋管、伏せ越し、管渠推進、揚排水機場、コンクリート構造物（ＲＣ橋、橋梁下部、キャブ、橋梁床版工）、ニューマチックケーソン、オープンケーソン、土留・仮締切、基礎連続工、地中連続壁、構造物撤去、道路付属物
	砂防・地すべり防止	砂防・地すべり防止、落石防止、雪崩防止、さく井
	トンネル	トンネル、共同溝、下水道
	ダム	コンクリートダム、フィルダム
	軟弱地盤	軟弱地盤処理
	農用地整備・農地保全	農用地造成・整備、農地保全
	土地改良施設	農業用排水施設・農業用道路
	港湾・漁港	港湾・漁港構造物
	空港	用地造成
建 築	ＲＣ又はＳＲＣ構造	ＲＣ又はＳＲＣ建築物
	鋼構造	Ｓ造建築物
	プレハブ建築	－
	木造建築	－
機械装置	昇降機設備	エレベーター・エスカレーター・ダムウェーター設備、その他同種設備
	水門設備	低圧・高圧ゲート設備、取水設備
	ポンプ設備	揚排水ポンプ設備
	その他機械設備	ダム工事用・管理用機械設備、道路排水用機械設備、地下駐車場等機械設備
電 気	土木電気設備	送・配電線路、道路・トンネル・ダム照明設備、ロードヒーティング、トンネル換気・非常用電気設備、共同溝付帯・揚排水機電気設備、その他同種設備
	建築電気設備	営繕用電力・受変電・静止形電源・通信・情報設備、自家発電設備、中央監視制御設備、その他同種設備
	通信設備	無線・有線通信設備、道路・河川・ダム用情報処理・制御・警報・表示・計量・放送設備、鉄塔・反射板設備、その他同種設備
	受変電設備	受変電設備、発電設備、直流電源設備
塗 装	橋梁塗装	－
	区画線塗装	－
維 持	河川清掃	塵芥処理、流木処理、環境整備
	河川除草	堤防除草、水草除去
	その他河川補修	堤防、天端、護岸、水路、樋門、樋管補修、排水機場、堤内排水路、取付道路補修、高水敷整地、伐開、河道整理、標識類、安全施設の設置・撤去、ダムの流木処理、ダムの堆砂除去、ダムの法面保護
	道路清掃	路面、管渠、側溝、付属物の清掃、塵芥処理

工事区分	希望工種分類	主 な 工 事 内 容
維 持	道路除草	路肩、路側、法面の除草
	その他道路補修	舗装補修、歩道、橋梁、トンネル、路肩、路側、法面補修、街路樹補修、施肥管理、交通安全施設の設置、撤去
	除雪	一般除雪、歩道除雪、運搬排雪、付帯除雪、薬品処理、防雪柵設置・解体

[様式 3 - 3]

【作成が必要な方】

○すべての申請者

○該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付してください（この場合、この項目以外は空欄としてください。）。

「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月23日付け北開局工管第307号）〔最終改正 平成30年9月28日付け北開局工管第126号〕により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項をご記入ください。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等・所属する組合に関する事項（商号名称、本店住所等）
- 申請者の子会社等に関する事項（建設業許可番号、商号名称）
- 申請者の役員の兼任に関する事項（役職、氏名、兼任先の商号名称等）
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項（商号名称、本店住所等）

※申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

【基準】

- ①親会社等と子会社等の二者
- ②親会社等を同じくする子会社等同士
- ③役員の兼任
- ④その他（上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合）

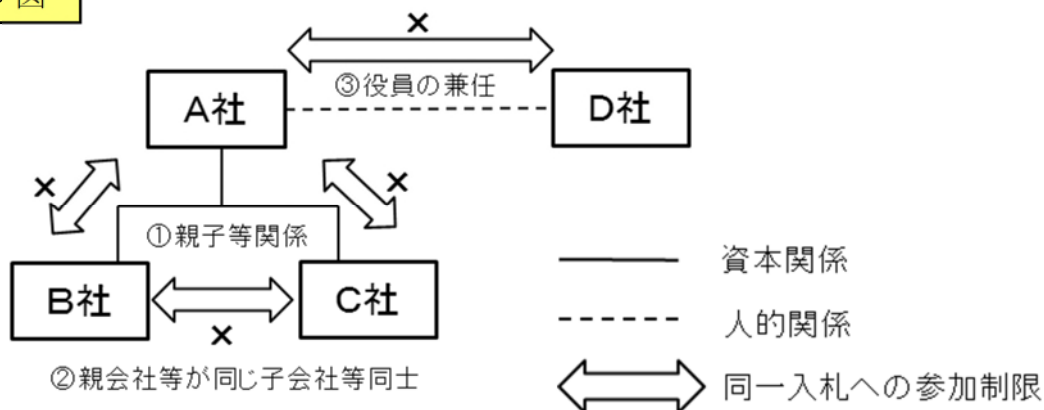
（例）組合（共同企業体（以下「JV」という。）を含む）とその構成員

（例）経常建設共同企業体の構成員同士

※親会社「等」は、組合（JVを含む）及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合（JVを含む）を含む。

イメージ図



【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

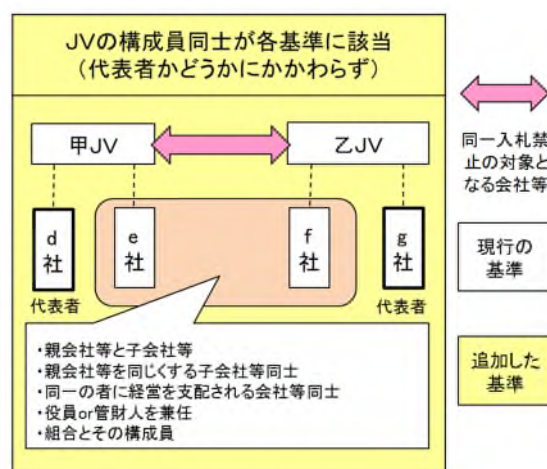
資本・人的関係のある者の同一入札禁止について（基準の一部改正）

資本関係		人的関係	その他
親会社等と子会社等 ※「等」=組合（JVを含む）	親会社等と同じく する子会社等同士	同一の者に 経営を支配される 会社等同士	役員or管財人を兼任
組合とその構成員 など			

親 A社 子 a社 経営を支配	親 A社 子 a社 子 b社 経営を支配 経営を支配	親 x氏 子 a社 子 b社 経営を支配 経営を支配	A社 B社 x氏 x氏がA社の役員or管財人 x氏がB社の役員or管財人 ※更生会社、民事再生中の会社等を除く。	A組合 a社 b社 c社
--------------------------------------	---	---	--	--

「経営を支配」とは
① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ。）の計算で所有※1 ② 議決権の40%以上を自己の計算で所有して、次のイ～ホいずれかに該当 イ 自己所有等議決権数の割合※2が50%超 ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人※3 ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在 ニ 負債総額に占める自己が行う融資（債務保証等を含む。）※4の割合が50%超 ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在 ③ 自己所有等議決権割合が50%超（自己の計算分がゼロの場合を含む。）

※1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。
 ※2 自己所有等議決権の割合とは、自己の計算による所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る。）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。
 ※3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった者を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。
 ※4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者が行う融資額を含む。
 （会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の2）



1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3. その他

上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（例1）組合（共同企業体を含む）の場合

組合とその構成員の会社等が同一入札に参加することはできません。

（例2）経常建設共同企業体の構成員の場合

経常建設共同企業体の構成員同士が同一入札に参加することはできません。（ただし、経常建設共同企業体として登録されている工事区分に限る。）

※（例2）の詳細については、北海道開発局ホームページの「共同企業体Q&A」を御確認ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

【本様式に記入する事項の定義等】

○親会社等、子会社等の定義

会社法第2条第3号の2に規定する子会社等及び第4号の2に規定する親会社等を言います。

第2条第3号の2

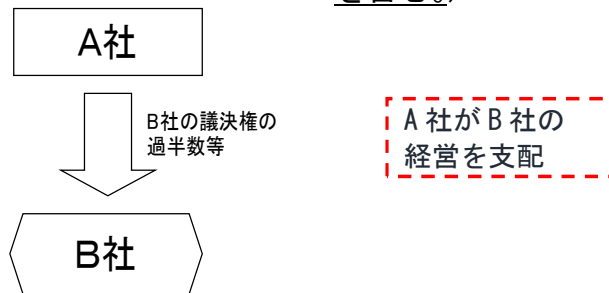
- イ 子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

第2条第4号の2

- イ 親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法省令で定めるものをいう。）
- ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

ケース I (①親会社等と子会社等の関係)

A社は、B社の「親会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)及び個人を含む。)



B社は、A社の「子会社等」(以下、全てのケースで組合(JVを含む)を含む。)

(業態調書に記入する対象会社)

ケース I における業態調書への記入について、

A社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄には何も記入せず、子会社等欄にはB社を記入します。

B社が申請する場合、業態調書の親会社等の欄にはA社を記入し、子会社等欄には何も記入しません。上記を表にまとめると、次のようになります。

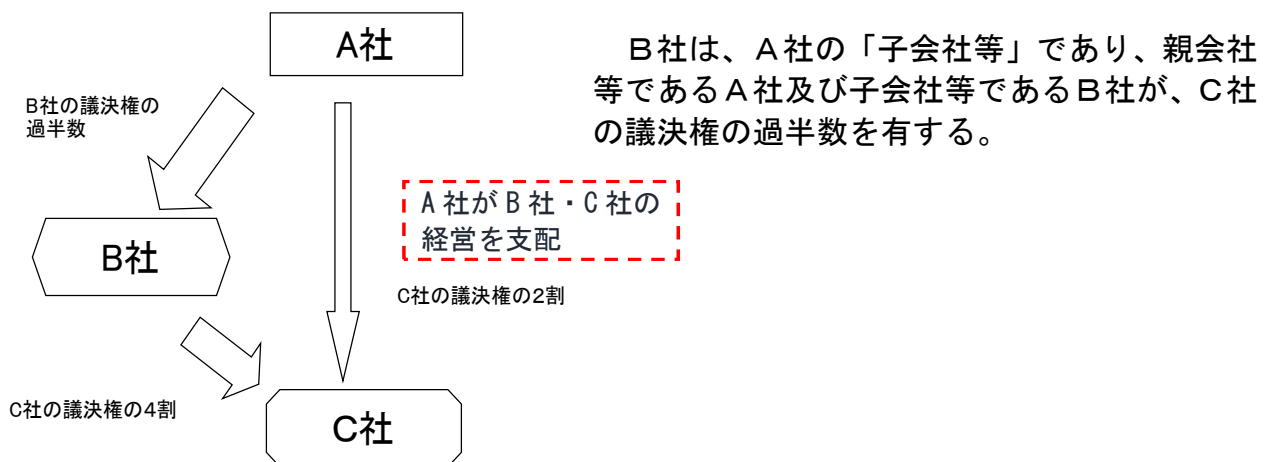
※以下、ケースⅡ～ケースⅤの表も同様の意味です。

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A社	—	B社
B社	A社	—
A組合	—	B社

※親会社等は建設業者に限らず持株会社等(個人株主を含む)も記載の対象となります。

※民事再生手続中の会社等及び更生会社でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となります。

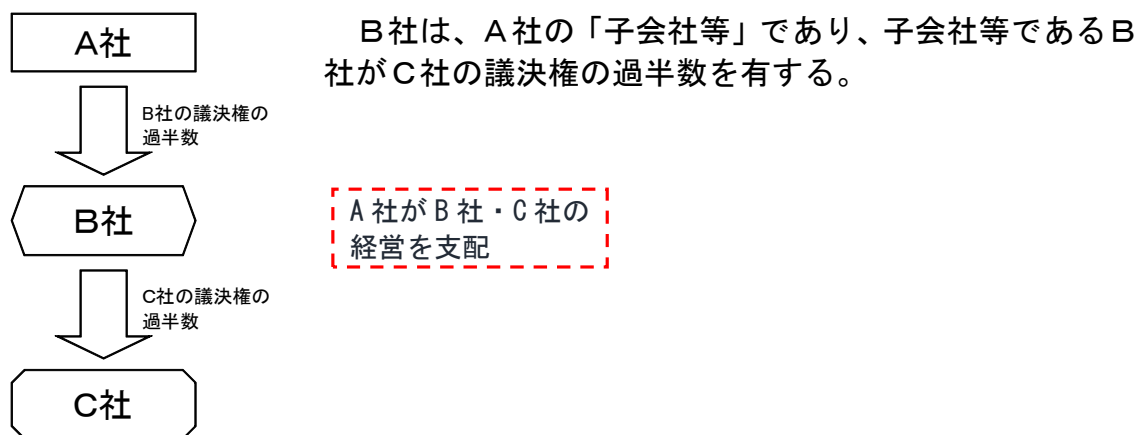
ケースⅡ (①親会社等と子会社等の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	—
C 社	A 社	—

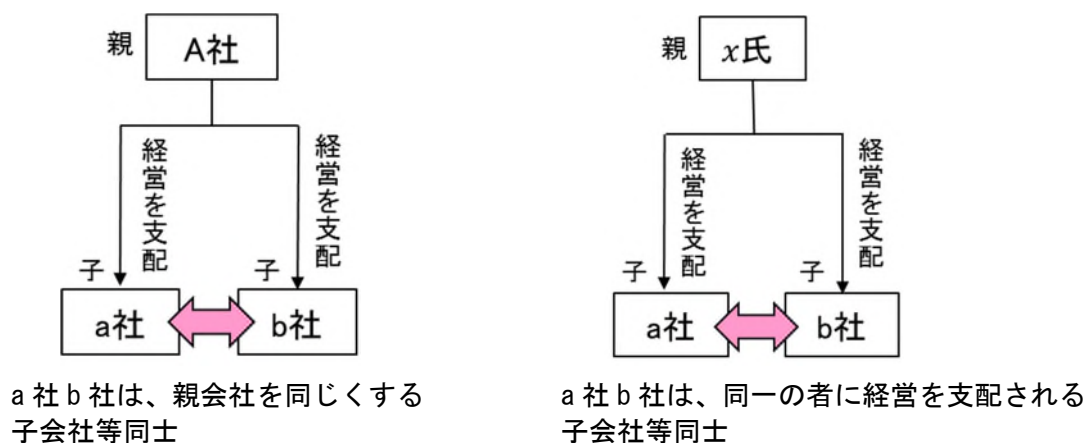
ケース Ⅲ (①親会社等と子会社等の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
A 社	—	B 社、C 社
B 社	A 社	C 社
C 社	A 社、B 社	—

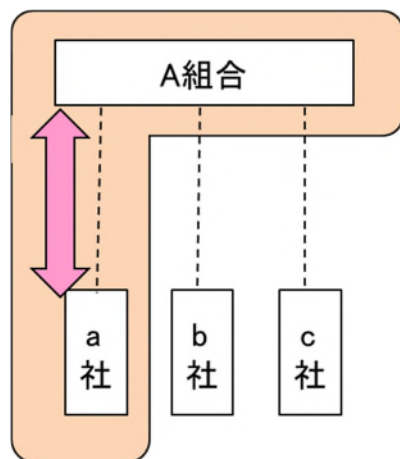
ケース Ⅳ (②親会社等を同じくする子会社等同士の関係)



(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	親会社等・所属する組合欄	子会社等欄
a 社	A 社または x 氏	—
b 社	A 社または x 氏	—
A 社	—	a 社・ b 社
x 氏	—	a 社・ b 社

ケース V (④その他 (組合とその構成員等))



組合の構成員 (a 社・b 社・c 社) は、資本
人的関係の有無に関わらず、組合 (A 組合)
を「親会社等・所属する組合」欄に必ず記入
すること。

(業態調書に記入する対象会社等)

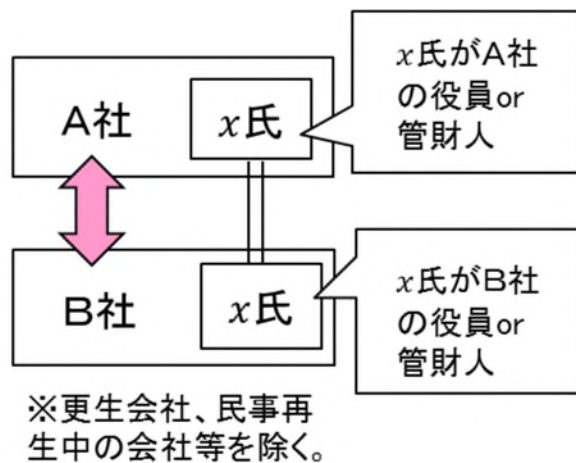
申請者	親会社等・所属する組合 欄	子会社等欄
a 社・ b 社・ c 社※	A 組合	—

※JVについては、代表者かどうかに関わらず構成員同士が、資本人的関係の各基準（ケース I ～ケース IV 等）に該当する場合は、同一入札に参加することが出来ません。

【役員の兼任 関係】

○役員の定義

- ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④組合の理事
- ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- ⑥会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- ⑦委員会等設置会社における執行役又は代表執行役



x氏が役員を兼任、x氏が役員と管財人を兼任及び
x氏が管財人を兼任のそれぞれの場合

(業態調書に記入する対象会社等)

申請者	役員欄	兼任先の会社等欄
A社	x氏	B社
B社	x氏	A社

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記「役員」に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、業態調書に記入してください。

ただし、上記①イ～ニの取締役は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが、①イ～ニの取締役が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

様式 3 - 3

様式 3 - 3

※ 受 付 番 号

業 者 コー ド 21-12345

建設業許可番号 01-001234

業 態 調 書

該当の有無について 有 ☐ 無 ☐

資本関係に関する事項

親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。）・所属する組合

建設業許可番号 01 - 001111

本店電話番号（代表） 011-111-1111

組合を記載した場合 親会社等 ☒ 所属する組合 ☐

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称 (株) 総合建設

本店住所 北海道札幌市北区北8条西2

親会社等（会社法第2条第4号の2の規定によるもの。）・所属する組合

建設業許可番号 01 - 002222

本店電話番号（代表） 011-222-2222

組合を記載した場合 親会社等 ☒ 所属する組合 ☒

更生会社・再生手続中の会社 ☐ 商号又は名称 (株) 札幌工業組合

本店住所 北海道札幌市中央区北2条西19

子会社等（会社法第3条第3号の2の規定による子会社）

建設業許可番号

商号又は名称（40文字以内）

建設業許可番号

商号又は名称（40文字以内）

1 01 - 003333

開発道路 (株)

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

役員の兼任に関する事項

役職名

氏名

兼任先の建設業許可番号

兼任先の商号又は名称（40文字以内）

兼任先での役職

1 代表取締役

北 海 道 太

01 - 003333

開発道路 (株)

取締役イ

2

3

4

5

6

7

8

9

10

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、建設業許可番号欄に「なし」と記載すること。

3. 「親会社等・所属する組合」欄に組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には「親会社等」欄にレ点を記入し、所属する組合の場合には「所属する組合」欄にレ点を記入すること。

4. 役職名には、「代表取締役」、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」、「取締役ホ」、「執行役」、「業務執行社員」、「理事」、「監事」又は「その他」のいずれかを記載する。

「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しない。なお、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続を開始する工事においては役員に該当しないが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とする。「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」の内容は以下のとおり。

取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役

取締役ハ：社外取締役

取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

(様式 3 - 3)

項目	記載要領									
受付番号・業者コード・建設業許可番号	業者コード及び建設業許可番号を記載すること。受付番号は記載不要。									
該当の有無について	○該当する項目に「レ」を付すこと。 ○「資本関係に関する事項」及び「役員の兼任に関する事項」に該当する項目が無い場合には、「無」に「レ」を付すこと。									
親会社等・所属する組合	○申請者の親会社等・所属する組合について記入すること。 <u>組合を記載した場合は、当該組合が親会社等の場合には親会社等欄に「レ」を付し、所属する組合の場合には所属する組合欄に「レ」を付すこと。</u> <table><tr><td>(A組合を記載した場合の記入例)</td><td>A組合が親会社等である</td><td>A組合が親会社等でない</td></tr><tr><td>A組合に所属している</td><td>親会社等に☑、所属する組合に☑</td><td>所属する組合に☑</td></tr><tr><td>A組合に所属していない</td><td>親会社等に☑</td><td></td></tr></table> ※親会社等（組合（JVを含む）及び個人を含む）は建設業者に限ら	(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない	A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑	A組合に所属していない	親会社等に☑	
(A組合を記載した場合の記入例)	A組合が親会社等である	A組合が親会社等でない								
A組合に所属している	親会社等に☑、所属する組合に☑	所属する組合に☑								
A組合に所属していない	親会社等に☑									

項目	記載要領																																				
	<u>ず、持株会社等（個人株主を含む）も記載の対象となる。</u> ※申請者が組合に所属している場合は、資本人的関係の有無に関わらず、当該組合について記載すること。 ※親会社等・所属する組合が3社以上ある場合には、様式3－3を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての親会社等について記載すること。<u>記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがある</u>ので注意すること。 ※<u>該当する親会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。</u>																																				
親会社等・所属する組合 －建設業許可番号	○親会社等・所属する組合が建設業許可を受けている場合は、建設業許可番号【大臣・知事コード（2桁）－許可番号（6桁）】（総合評定値通知書の右上「許可」の番号）を記入すること。 ※親会社等・所属する組合が建設業許可を受けていない場合には、「なし」と記載すること。																																				
親会社等・所属する組合 －本社(店)電話番号 （代表）	○親会社等・所属する組合の代表の電話番号を記入すること。 ○親会社等が個人である場合は、記載を要しない。 ○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。																																				
親会社等・所属する組合 －更生会社・再生 手続中の会社等	○当該親会社等が会社更生法第2条第7項に規定する<u>更生会社</u>（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する<u>再生手続中の会社</u>（以下「再生手続中の会社」という。）<u>である場合には、「○」印を付すこと。</u>																																				
親会社等・所属する組合 －商号又は名称	※<u>該当する親会社等・所属する組合がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。</u> ○親会社等・所属する組合の商号又は名称を記入すること。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の氏名を記入する。氏名については、姓と名前との間を1文字あけること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、下表の略号を用いることとし、全角文字として記入すること。 <table><tr><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td><td>種類</td><td>略号</td></tr><tr><td>株式会社</td><td>（株）</td><td>有限会社</td><td>（有）</td><td>合資会社</td><td>（資）</td></tr><tr><td>合名会社</td><td>（名）</td><td>協同組合</td><td>（同）</td><td>協業組合</td><td>（業）</td></tr><tr><td>企業組合</td><td>（企）</td><td>合同会社</td><td>（合）</td><td>有限責任事業組合</td><td>（責）</td></tr><tr><td>一般財団法人</td><td>（一財）</td><td>一般社団法人</td><td>（一社）</td><td>公益財団法人</td><td>（公財）</td></tr><tr><td>公益社団法人</td><td>（公社）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																
公益社団法人	（公社）																																				
親会社等・所属する組合	○丁目、番地は数字で、「－（ハイフン）」により省略して記載すること。																																				

項目	記載要領
一本社（店）住所	○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載すること。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載すること。 ○親会社等が個人である場合は、株主名簿等に記載されているその者の住所を記載すること。（都道府県・市区町村までの記載とする）
子会社等	○申請者の子会社等について記入すること。 ※子会社等（組合（JVを含む）を含む）は建設業者（建設業者とは、建設業法第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者（ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみを希望する者は含む）を対象とし、また有資格者でない者を含む。以下同じ。）を記載対象とする。 ※子会社等が21社以上ある場合には、様式3-3を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての子会社等について記載すること。記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあるので注意すること。 ※更生会社又は再生手続中の会社等でも有効な支配従属関係が存在しないと認められるもの以外は記載の対象となる。（記入の対象外であった場合も当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。） ※該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。
子会社等 ー建設業許可番号	○子会社等が建設業許可を受けている場合に記入すること。 ○子会社等の建設業許可番号【大臣・知事コード（2桁）ー許可番号（6桁）】（総合評定値通知書の右上「許可」の番号）を記載すること。 ○子会社等が建設業許可を受けていない場合には「なし」と記載すること。
子会社等 ー商号又は名称	※該当する子会社等がない場合には、商号又は名称欄に「なし」と記載すること。 ○子会社等の商号又は名称のうち、初めから40文字分のみを記入すること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等・所属する組合ー商号又は名称欄の説明を参照すること。
役員の兼任	○申請者の役員のうち、他の建設業者の役員を兼任している役員（以下「兼任役員」という。）について記入すること。 ※申請者又は兼任先の会社が更生会社又は再生手続中の会社等で、「代表取締役」又は「取締役」を兼任している場合は記入の対象外であるため、記載しないこと。（ただし、当該会社がこれらに該当しなくなった場合には、直ちに変更届を提出すること。） ※該当する役員がいない場合には、氏名欄に「なし」と記載すること。 ※役員の兼任が11人以上ある場合には、様式3-3を複数枚使用するか、必要事項を記入した任意様式を追加するなど、全ての兼任役員について記載すること。記入漏れがあった場合、競争参加資格が取り消されることがあるので注意すること。

項目	記載要領
役員の兼任 －役職名	○兼任役員の申請者における役職を記入すること。 ○「<u>代表取締役</u>」、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」、「<u>取締役ホ</u>」、「<u>執行役</u>」、「<u>業務執行社員</u>」、「<u>理事</u>」、「<u>管財人</u>」及び「<u>その他</u>」のいずれかを記入すること。 ※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入すること。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（後述「<u>取締役ロ</u>」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」及び「<u>取締役ニ</u>」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。 「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」及び「<u>取締役ホ</u>」の内容は以下の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には理事長を含む。
役員の兼任 －氏名	※<u>該当する役員がいない場合には、氏名欄に「なし」と記載すること。</u> ○兼任役員の氏名を記入すること。 ○氏名については、姓と名前との間を1文字空けること。
役員の兼任 －兼任先の建設業 許可番号	○兼任役員の兼任先が建設業許可を受けている場合に記入すること。 ○兼任役員の兼任先の建設業許可番号【大臣・知事コード（2桁）－許可番号（6桁）】（総合評定値通知書の右上「許可」の番号）を記入すること。 ○兼任役員の兼任先が建設業許可を受けていない場合には「なし」と記載すること。
役員の兼任 －兼任先の商号又は 名称	○兼任役員の兼任先の商号又は名称のうち、<u>初めから40文字分のみ</u>を記入すること。 ○株式会社等法人の種類を表わす文字については、親会社等・所属する組合－商号又は名称欄の説明を参照の上、全角文字として記入すること。 ○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要。

項目	記載要領
役員の兼任 ー兼任先での役職	○兼任役員の兼任先における役職を記入すること。 ○「<u>代表取締役</u>」、「<u>取締役イ</u>」、「<u>取締役ロ</u>」、「<u>取締役ハ</u>」、「<u>取締役ニ</u>」、「<u>取締役ホ</u>」、「<u>執行役</u>」、「<u>業務執行社員</u>」、「<u>理事</u>」、「<u>管財人</u>」及び「<u>その他</u>」のいずれかを記入すること。 ※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入すること。 例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」 ※指名委員会等設置会社における取締役（後述「<u>取締役ロ</u>」）が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記載してください。 <u>「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」は、平成31年4月1日以後に入札手続きを開始する工事においては役員に該当しませんが、「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」及び「取締役ニ」が兼務する複数の会社等について、把握を行うため記載の対象とします。</u> 「取締役イ」、「取締役ロ」、「取締役ハ」、「取締役ニ」及び「取締役ホ」の内容は以下の通りです。 取締役イ：監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 取締役ロ：指名委員会等設置会社における取締役 取締役ハ：社外取締役 取締役ニ：定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 取締役ホ：上記イからニに掲げる者以外の取締役 ※「執行役」とは、指名委員会等設置会社における執行役及び代表執行役をいう。 ※「監査役」「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないこと。 ※「理事」には理事長を含む。

[様式 3 - 4]

【作成が必要な方】

○すべての申請者

○該当が無い場合には、「該当の有無について」の「無」の欄に「レ」を付してください。（この場合、この項目以外は空欄としてください。）

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。

ついては、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書を作成してください。

(別 紙)

平成17年10月1日 国 土 交 通 省
国土交通省退職者の特定部署への就任自粛等の要請について
今般、国土交通省直轄の鋼橋上部工事の発注に関して大規模な談合事件が発生したことを踏まえ、国土交通省としましては、効果的な再発防止策を緊急に検討するため、入札談合再発防止対策検討委員会を設置し、「入札談合の再発防止対策について」をとりまとめ、平成17年7月29日付けで公表し、その推進に取り組んでいるところであり、各企業等におかれても、談合を行うことがないことはもちろんのこと、談合と誤解されるような活動等についても行われるようなことがないようお願いいたします。 また、上記の防止対策において、日本道路公団発注の鋼橋事業に係る談合事案において発注者である同公団の退職者や職員が深く関与していたとして逮捕・起訴された事態を重く受け止め、公共工事の入札・発注における国土交通省と受注企業との関係について国民から無用の疑念を抱かれるようなことがないよう、当省退職者の再就職に関し、(1) 重大な法令違反に関与した企業への再就職の自粛、(2) 直轄工事受注企業への幹部職員の再就職の自粛等の措置をとったところでありますが、更に下記の措置を要請させて頂くことと致しました。 該当する企業等におかれましては、この趣旨についてご理解を賜り、当該措置の実施にご協力を頂けるようお願いいたします。
記
国土交通省との間で密接な関係があるとされる営利企業（注1）のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者（注2）について、平成17年10月1日以降は、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請する。
注1）国家公務員法第103条第2項に規定する「密接な関係」と同様の考え方であり、以下のいずれかに該当する営利企業がこれに該当する。 ① 国土交通省が有する法令に基づく行政上の権限の対象とされている営利企業 ② 職員の離職の日から5年さかのぼった日の属する年度以降の年度（その日の属する年度にあっては、その日以降の期間に限る。）のうちのいずれかの年度において国土交通省との間に締結した契約の総額が2千万円以上である営利企業 ③ 国土交通省による行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号に掲げる行政指導の対象とされている営利企業 ④ ①から③までに掲げる営利企業の商法（明治32年法律第48号）第211条の2第1項に規定する子会社である営利企業 ⑤ ①から④までに掲げる営利企業と同様の事情にあると認められる営利企業 注2）退職後5年が経過していない国土交通省退職者とは、国土交通省職員として採用された経歴を有する者（交流人事や任期付採用により国土交通省に一時期在職した者は除く。）で、最終的に国土交通省を退職した時点から5年を経過しない者をいう。

様式3-4
※受付番号

業者コード21-12345

業態調書

国土交通省退職者の特定部署への就任自肅等の要請について

国土交通省では別紙のとおり、「国土交通省との間で密接な関係があるとされた営利企業のうち、当省発注の公共工事の受注実績のある企業におかれては、退職後5年が経過していない国土交通省退職者について、平成17年10月1日以降、新たに営業担当部署へ就任させることがないよう要請」を行っているところです。
については、資格審査申請書類の一部として、このような国土交通省退職者の有無等に関する調書をご提出下さい。

該当の有無について

有☒無☐

国土交通省退職者の再就職状況に関する事項

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

1

開発 次郎

営繕部長

平成19年12月1日

国土交通省における退職日

国土交通省における退職時の官職

平成19年6月30日

北海道開発局〇〇開発建設部〇〇課長

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

2

国土交通省における退職日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

3

国土交通省における退職日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

4

国土交通省における退職日

国土交通省における退職時の官職

平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者の氏名

平成17年10月1日以降における役職

営業担当部署への就任年月日(必ず平成17年10月1日以降の日付)

5

国土交通省における退職日

国土交通省における退職時の官職

【記載要領】

1. 本調書は、申請日現在で作成すること。

2. 社内異動及び新規採用は問わず、平成17年10月1日以降に営業担当部署に就いた者を対象とする。(平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は対象としない。)

3. 「国土交通省における退職時の官職」欄はできるだけ詳しく記入する。ただし、「国土交通省」は記入しない。(例:北海道開発局〇〇開発建設部〇〇課長)

4. 「国土交通省における退職時の官職」及び「国土交通省における退職日」は把握している範囲において記入すること。

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

(様式 3-4)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
該当の有無について	○該当する者がいる場合には「有」に、いない場合には、「無」に「レ」を付すこと。
「平成17年10月1日以降に営業部署に就いた者の氏名」	○社内異動及び新規採用は問わず、国土交通省退職者で退職後5年を経過していない者で、平成17年10月1日以降に営業職に就いた者の氏名を記入すること。 ※なお、平成17年10月1日以前から営業担当部署に就いている者は、対象とならないので注意すること。
「平成17年10月1日以降における役職」	○該当者の役職名（営業担当部署）を記入すること。
「営業部署への就任年月日」	○該当者が営業担当部署に就いた年月日を記入すること。 ※必ず平成17年10月1日以降の日付となる。
「国土交通省における退職日」	○該当者が国土交通省を退職した年月日を記載すること（把握している範囲で記入すること。）。
「国土交通省における退職時の官職」	○該当者の国土交通省在籍時の官職を記載すること（把握している範囲で、できるだけ詳しく記入すること。）。 ※記入に当たっては、「国土交通省」は記入しないこと。 （例：北海道開発局〇〇開発建設部〇〇課長）

※1枚で足りない場合には、適宜様式を追加して記入してください。

[様式 4]

【作成が必要な方】
○すべての申請者

※斜文字は記載例

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

(様式4)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
番号	○最初に本店を記載し、「0」と記入すること。 ○以降の支店等営業所については、1から連番を記載すること。
営業所名称	○本店及び経営事項審査を受けた建設業許可業種を有する <u>北海道内に所在する支店等営業所の名称</u> を記載すること。 ※本店は建設業許可の主たる営業所、支店等営業所は従たる営業所を記載すること。 ※支店等営業所は、建設業許可申請書の別表の記載順によること。 ○名称欄には、商号又は名称を省くこと。 （例）北海道建設（株）の旭川支店の場合 名称の欄には「旭川支店」と記載する。 ○支店・営業所の名称は重複しないこと。
所在地	○所在地を <u>都道府県名から記載すること</u> 。 ○丁目、番地は「ー（ハイフン）」により省略して記載すること。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○上段に電話番号を、下段にFAX番号を記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「ー（ハイフン）」で区切ること。 ○FAX番号が無い場合は、「なし」と記載すること。
建設業許可業種 （上段）	○「営業所名称」欄に記載した支店等営業所に対応する <u>経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄</u> に「○」印を付すこと。 ※「本店」には、申請者が有しているすべての経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。 ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないこと。
指名通知発送を希望する部局（下段）	○「営業所名称」欄に記載した支店等営業所に対応する指名通知発送を希望する部局に「○」印を付すこと。 ○ <u>様式1-2の「申請を希望する部局」欄で希望した全ての部局</u> に「○」印を付すこと。なお、複数の支店等営業所（本店含む）で同じ部局に「○」印を付すことはできない。

[様式 5]

○工事区分「15 維持」へ申請する場合で、河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事を希望し、かつ、直前1年度及び直前2年度に当該工事区分の実績を有する者

[illegible]

※記載事項が 1 枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

工事経歴書のうち、「直前 2 カ年間の平均」欄の平均年数については次のとおり 2 年分又は 3 年分で作成すること。

- ① 経営事項審査を受けていない場合は、直前1年度及び直前2年度の2年分の完成工事高を記載する。
- ② 経営事項審査を受けている場合は、総合評定値通知書における完成工事高の算定で

用いた平均年数に応じて、直前１年度及び直前２年度の２年分、もしくは直前１年度、直前２年度及び直前３年度の３年分の完成工事高を記載する。

なお、３年分の完成工事高を記載する場合は、提出する工事経歴書の「直前２年度の合計」欄の下に「直前３年度の合計」欄を設け、「直前２ヶ年間の平均」を「直前３ヶ年間の平均」に修正して提出すること。

(様式５)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
注文者 元請又は下請の別 工事名 工事場所のある都道府県名 配置技術者氏名 請負代金の額 着工年月 完成（予定）年月	○直前１年度の完成工事について、記載された請負代金の額の合計が、完成工事に係る請負代金の額の合計（直前１年度）の７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、請負代金の額が５００万円未満の工事については、１０件を超えて記載することを要しない（この場合は、記載された請負代金の額の合計が７割未満でもよい。）。 ※直前１年度とは、総合評定値通知書の審査基準日（決算日）から直前１年度をいう。 （例）審査基準日（決算日）が令和６年３月３１日の場合 直前１年度は、令和５年４月１日～令和６年３月３１日
直前１年度の合計 直前２年度の合計	○それぞれの年度における完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること。
直前２ヶ年間の平均	○「直前１年度の合計」と「直前２年度の合計」の平均を記載すること。 ○ここに記載された金額が、様式１－２の「15 維持」のうち「（清掃、除草、除雪）」の年間平均完成工事高の金額となる。

(6) 総合評定値通知書の写し

※経営状況（Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。

※「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類が提出されない場合には、資格審査申請書類は受理されなかったものと見なします。詳細については、「（7）社会保険等の領収書等の写し」59ページ）を参照してください。

(7) 社会保険等の領収書等の写し

【提出が必要な方】

○総合評定値通知書において雇用保険健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった申請者

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。当該事実を証明する書類が提出されない場合には、資格審査申請書類は受理されなかったものと見なします。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

※適用除外誓約書の作成例

(参考)

令和〇年〇月〇日

北海道開発局長 殿

申請者
商号又は名称
代表者役職・氏名

適用除外誓約書

令和7・8年度 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査に関し、当社は、〇〇保険法第〇条に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

(8) 納税証明書の写し

【提出が必要な方】

○すべての申請者

平成11年11月、国税庁より、消費税（地方消費税を含む。）の滞納を未然に防止するために、競争参加資格審査に際し、「消費税及び地方消費税」の納税証明書の提出を求める旨協力依頼があったことから、平成13・14年度を有効とする国土交通省北海道開発局の競争参加資格審査（建設工事、測量建設コンサルタント等業務）から添付書類として「納税証明書」の写しの提出を求めています。

※「納税証明書」の写しが添付されていない場合には、資格審査申請書類を受理することはできません。

① 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」、「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出してください。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

【注意事項】

※できるかぎり「◎」の付いた証明書を提出してください。

※「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができません。

※なお、道府県民税等又は法人事業税に係る証明とは、異なりますので御注意ください。

※納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありませぬ。」という内容が記載されていること。

② 納税証明書の対象

個人の場合…申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

法人の場合…法人税、消費税及び地方消費税

- ③ 有効な納税証明書年月日
証明年月日が申請書提出時以前の3か月以内のもの
- ④ 提出方法
申請書類に添付して提出してください。

(参 考)

国税通則法施行規則別紙第9号書式(その3の2)・・・個人の場合
(「申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明)

納税証明書

(その3の2・「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

1 申告所得税及び復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3の3）・・・法人の場合
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納のないことの証明）

納税証明書

（その3の3・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」
について未納税額の無い証明用）

住所（納税地）

氏名（名称）

代表者

- 1 法人税について未納の税額はありません。
- 2 消費税及び地方消費税について未納の税額はありません。

以 下 余 白

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）・・・個人、法人兼用
（未納の税額のないことの証明）

- ※ 個人の場合・・・申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税
- 法人の場合・・・法人税、消費税及び地方消費税
- ※ 未納の税額がないことの証明を所轄税務署において受けてください。

納税証明書
（その3・未納税額の無い証明用）

住所（納税地）
氏名（名称）

〇〇〇税について未納の税額はありません
△△△税について未納の税額はありません

対象となる税目が不足なく記載されている必要があります。不足している場合は、不受理となりますので、ご注意ください。

第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。
令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

(9) 委任状

【提出が必要な方】

○申請代理人による代理申請をする方

委任状の提出

代理申請を行う場合には、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

【委任状の条件】

①委任状の日付が申請日から3ヶ月以内のもの。

②委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格決定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③受任者が行政書士の場合には、行政書士の登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること。

④委任者・受任者の氏名、住所の記載があること。

（委任状の例）

委 任 状			
受 任 者			
住 所			
登録番号			
氏 名			
私は上記の者を代理人と定め、国土交通省北海道開発局の一般競争（指名競争）参加資格審査の申請について次の権限を委任します。			
委任事項			
1. 申請書類の作成			
1. 申請代理			
1. 記載事項の訂正			
令和	年	月	日
		委 任 者	
		住 所	
		商号又は名称	
		代表者氏名	

その他

○資格決定通知書は、申請者本人に送付されます（代理受領はできません。）。

○従来の申請の代行も可能です。この場合には、申請書の余白に行政書士名、連絡先を記入してください（申請代理人欄への記名、委任状の提出はいずれも不要です。）。

【参考】「申請の代行」と「申請の代理」

申請の代行

申請書の作成及び申請書の提出を本人に代わって行うことをいい、申請者はあくまで本人となります。

従来から行われていました行政書士による申請の代行がこれにあたります。

申請の代理

申請者本人が代理人に申請手続きについての代理権を授与し、代理人が申請行為を行うことをいいます。

申請についての代理権が代理人に授与されているため、申請書の申請代理人欄に代理人の記名が必要となります。

平成13年の行政書士法改正により行政書士による代理申請が法律上できるようになり、平成17・18年度競争参加資格申請から代理申請を行うことができるようになりました。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

(10) 組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書面

【提出が必要な方】

- 協業組合
- 企業組合

協業組合（中小企業団体の組織に関する法律による協業組合）又は企業組合（中小企業等協同組合法による企業組合）の場合に提出が必要となります。

各組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類を提出してください（様式は任意）。

組合員が北海道開発局の有資格者である場合は、業者コードについても記載してください。

3 工事区分「15 維持」へ申請する場合で、河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事のみを希望し、建設業の許可を有しない方の申請方法について

(1) 提出書類

工事区分の「15 維持」へ申請する場合で河川又は道路の清掃、除草及び除雪の単独工事のみを希望し、建設業の許可を有しないときは、以下の書類が必要となります。

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
1. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)	様式1-1		23
	様式1-2		27
2. 業態調書	様式3-1		33
	様式3-2		36
	様式3-3	(注2)	39
	様式3-4	(注2)	51
3. 営業所一覧表(注2)	様式4		54
4. 工事経歴書	様式5	様式1-2において、工事区分「15 維持(清掃、除草、除雪)」へ申請し、その実績がある場合について作成します。作成に当たっては、直前1年度及び直前2年度の工事実績を記入して提出します(実績がない場合、又は当該工事区分へ申請しない場合は作成する必要はありません。)	56
5. 登記事項証明書(写し)(注1)	—	法人のみ提出してください	68
6. 財務諸表(直前の営業年度1年度分)	—		68
7. 技術職員名簿	—	建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙2に準ずる書類	68
8. 社会性などの状況を示す書類	—	建設業法施行規則別記様式第25号の11別紙3に準ずる書類	68
9. 納税証明書その3等の写し(注1)	—	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(未納のないことの証明書)で、対象は法人税、所得税、消費税及び地方消費税で、証明年月日が申請書提出時3ヶ月以内に発行されたものの写しをいいます。	60
10. 委任状(正)(注3)	—		65
11. 組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書面(注4)	—		66

※申請書類は審査基準日で作成してください。

※上記 8 の社会保険等加入状況が「無」であっても、申請することが可能です。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000vlh.html>

(注 1) 原寸大かつ鮮明である写しであること。

(注 2) 「2. 業態調書」のうち様式 3-3 及び様式 3-4 並びに「3. 営業所一覧表」は、上記(※)の記載に関わらず申請日現在で作成してください。

(注 3) 「10. 委任状」については、申請代理人が代理申請する場合に提出が必要となります。

(注 4) 「11. 組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書面」については、申請者が、協業組合(中小企業団体の組織に関する法律による協業組合)又は企業組合(中小企業等協同組合法による企業組合)の場合に提出が必要となります。

(2) 提出方法

資格審査申請書類は、**6**ページの提出方法に準じて提出してください。

(3) 提出書類の記載要領

5. 登記事項証明書(写し)

○発行官公署において定めた様式によるもの

○証明年月日が申請書提出時以前の 3 か月以内のもの

※この写しは複写機による鮮明なもの(拡大・縮小はしない。ただし、用紙はできるだけ A4 とする)を提出してください。

6. 財務諸表

財務諸表の様式は、申請者が法人である場合には建設業法施行規則別記様式第 15 号から第 17 号の 3 までを参考とし、申請者が個人である場合には建設業法施行規則別記様式第 18 号、第 19 号を参考にして作成してください。

なお、提出する財務諸表は、資格審査の申請をする直前の営業年度 1 年度分の財務諸表を提出してください。

7. 技術職員名簿

69ページの建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 2 の様式を参考にして作成してください。

8. 社会性などの状況を示す書類

70ページの建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 3 の様式を参考にして作成してください。

建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙 2 の様式

別紙二

(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

頁 数 項 番 数 2 5 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審 査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード 3	有 資 格 区 分 コード 5	講習受講	業種 コード 10	有 資 格 区 分 コード	講習受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単 位取得 数
1			年 月 日		8 2							
2			年 月 日		8 2							
3			年 月 日		8 2							
4			年 月 日		8 2							
5			年 月 日		8 2							
6			年 月 日		8 2							
7			年 月 日		8 2							
8			年 月 日		8 2							
9			年 月 日		8 2							
10			年 月 日		8 2							
11			年 月 日		8 2							
12			年 月 日		8 2							
13			年 月 日		8 2							
14			年 月 日		8 2							
15			年 月 日		8 2							
16			年 月 日		8 2							
17			年 月 日		8 2							
18			年 月 日		8 2							
19			年 月 日		8 2							
20			年 月 日		8 2							
21			年 月 日		8 2							
22			年 月 日		8 2							
23			年 月 日		8 2							
24			年 月 日		8 2							
25			年 月 日		8 2							
26			年 月 日		8 2							
27			年 月 日		8 2							
28			年 月 日		8 2							
29			年 月 日		8 2							
30			年 月 日		8 2							

建設業法施行規則別記様式第25号の14別紙 3

別紙三

(関係人4)
2 0 0 0 4

その他の調査項目(社会性等)

建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況									
雇用保険加入の有無	4	1	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
健康保険加入の有無	4	2	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
厚生年金保険加入の有無	4	3	0	[1. 有、2. 無、3. 適用除外]					
建設業退職金共済制度加入の有無	4	4	0	[1. 有、2. 無]					
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	4	5	0	[1. 有、2. 無]					
法定外労働災害補償制度加入の有無	4	6	0	[1. 有、2. 無]					
若年従業員等の継続的な育成及び確保	4	7	0	[1. 該当、2. 非該当]					
新規若年従業員等の育成及び確保	4	8	0	[1. 該当、2. 非該当]					
OP/準自営業者数	4	9	0	[単位] 性別者数 (人)					
技能レベル向上者数	5	0	0	技能者数 (人) 技能者数 (人) 技能者数 (人)					
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況	5	1	0	[1. えるび認定 (1段階目)、2. えるび認定 (2段階目)、3. えるび認定 (3段階目)、4. プラチナえるび認定、5. 非該当]					
次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況	5	2	0	[1. くるみ認定、2. トライくるみ認定、3. プラチナくるみ認定、4. 非該当]					
青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況	5	3	0	[1. ハースローA認定、2. 非該当]					
建設工事に従事する者の就業状態を確保するために必要な措置の実施状況	5	4	0	[1. 「全ての建設工事で実施」に該当、2. 「全ての公共工事で実施」に該当、3. 非該当]					
建設業の営業継続の状況									
営業年数	5	5	0	[年] 月 日 年 月 日					
民事再生法又は会社更生法の適用の有無	5	6	0	[1. 有、2. 無]					
防災活動への貢献の状況									
防災協定の締結の有無	5	7	0	[1. 有、2. 無]					
法令遵守の状況									
営業停止処分の有無	5	8	0	[1. 有、2. 無]					
指示処分の有無	5	9	0	[1. 有、2. 無]					
建設業の経理の状況									
監査の受審状況	6	0	0	[1. 会計監査人の設置、2. 会計監査人の設置、3. 経理処理の適正を確保した旨の書類の提出、4. 無]					
公認会計士等の数	6	1	0	(人)					
二級経理経理試験合格者等の数	6	2	0	(人)					
研究開発の状況									
研究開発費 (2期平均)	6	3	0	[千円] [千円] [千円]					
建設機械の保有状況									
建設機械の保有及びリース台数	6	4	0	(台)					
国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況									
エコアクション21の認証の有無	6	5	0	[1. 有、2. 無]					
ISO9001の登録の有無	6	6	0	[1. 有、2. 無]					
ISO14001の登録の有無	6	7	0	[1. 有、2. 無]					

第 4 事業協同組合の申請方法

第4 事業協同組合の申請方法

1 事業協同組合の資格審査

事業協同組合については、受注機会の確保を図るため特例計算が定められています。この特例は、事業協同組合から特例扱いの申出がある場合に限り適用することになっております。

また、事業協同組合は、国土交通省北海道開発局の発注する工事では、経常建設共同企業体の構成員及び特定建設工事共同企業体の構成員となることはできませんので予め御注意ください。

2. 特例扱いを希望しない事業協同組合の申請方法等

(1) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出してください。

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）	様式1-1		23
	様式1-2		27
2. 工事分割内訳表	様式2	総合評定値通知書に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、当局の定める競争参加資格希望工事区分に分割もしくは合算して申請する場合には、工事分割内訳表を作成して提出します。	30
3. 業態調書	様式3-1		33
	様式3-2		36
	様式3-3	（注2）	39
	様式3-4	（注2）	51
4. 営業所一覧表（注2）	様式4		54
5. 工事経歴書	様式5	様式1－2において、工事区分「15 維持（清掃、除草、除雪）」へ申請し、その実績がある場合について作成します。作成に当たっては、直前1年度及び直前2年度の工事实績を記入して提出します（実績がない場合、又は当該工事区分へ申請しない場合は作成する必要はありません。）。	56
6. 総合評定値通知書の写し（注1）	－	建設業法第27条の29の総合評定値通知書の写しをいい、資格審査の申請をする日の直前に受けたものに限ります。	58

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
7. 社会保険等の領収書等の写し（注1）	—	総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。	59
8. 納税証明書その3等の写し（注1）	—	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3（未納のないことの証明書）で、対象は法人税、所得税、消費税及び地方消費税で、証明年月日が申請書提出時3ヶ月以内に発行されたものの写しをいいます。	60
9. 委任状（正）（注3）	—		65

※申請書類は審査基準日で作成してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html>

（注1）原寸大かつ鮮明である写しであること。

（注2）「3. 業態調書」のうち様式3-3及び様式3-4並びに「4. 営業所一覧表」は、上記（※）の記載に関わらず申請日現在で作成してください。

（注3）「9. 委任状」については、申請代理人が代理申請する場合に提出が必要となります。

申請書類の提出方法等

○定期受付時 正本1部、文書郵送方式（書留郵便で送付すること）又は電子メール方式に限る。

・受付期間 令和6年12月2日（木）～ 令和7年1月15日（水）

※文書郵送方式は令和7年1月15日（水）の消印まで有効

※電子メール方式は令和7年1月15日（水）の16時受信分まで有効

・郵送先 〒060-8511

北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎

北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

○随時受付時 正本1部、電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式による。

・受付期間 定期受付終了後（令和7年1月16日以降）、随時実施

・提出先 申請者の本店所在地を管轄とする受付窓口

※表-1（10ページ参照）

(2) 提出書類の様式及び記載要領

事業協同組合の特例扱いを希望しない場合の提出書類の様式及び記載要領は次のとおり。

※申請書の作成に当たっては、必ず「登録申請前の確認」(4ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(11ページ)を確認してください。

※記載する内容は、事業協同組合自体のものとしてください。

※単体の申請の記載要領(20ページから70ページ)を基本に記載してください。

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事) [様式1-1, 1-2]
23ページから29ページの記載要領に従って記載してください。
様式1-2の「24 完成工事高」の欄には、27ページの記載方法を参照の上、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。
- ② 工事分割内訳表 [様式2] (建設業許可工事種別を合算又は分割する方)
30ページから32ページの記載要領に従って記載してください。
「年間平均完成工事高」の欄には、事業協同組合自体の年間平均完成工事高を記載してください。
- ③ 業態調書 [様式3-1, 3-2, 3-3, 3-4]
33ページから53ページの記載要領に従って記載してください。
「有資格技術職員内訳」の部分には、事業協同組合自体の有資格技術職員数を記載してください。
- ④ 営業所一覧表 [様式4]
54ページから55ページを参照して記載してください。
- ⑤ 工事経歴書 [様式5] (様式1-2において「15 維持」を希望し、「(清掃、除草、除雪)」について実績がある場合)
56ページから57ページの記載要領に従い、事業協同組合自体の工事实績を記載してください。
- ⑥ 総合評定値通知書等の写し
58ページを参照してください(事業協同組合自体のものを提出してください)。
- ⑦ 社会保険等の領収書等の写し
59ページを参照してください。(事業協同組合自体のものを提出してください。)
- ⑧ 納税証明書その3等
60ページから64ページを参照してください。(事業協同組合自体のものを提出してください。)
- ⑨ 委任状
65ページから66ページを参照してください。

3. **特例扱いを希望する事業協同組合**の申請方法等

(1) 特例扱いを希望することができる事業協同組合

次の条件をすべて満たす事業協同組合は特例扱いを希望することができます。

1. 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合であること。
2. 建設業法第 3 条による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている事業協同組合であること。
3. 中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けていること。

なお、特例扱いは、事業協同組合の希望工事区分のうち、官公需適格組合の証明を受けた建設工事に対応する希望工事区分（[13](#)ページの表－2「令和 7・8 年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類の対応表及び主な工事内容」参照）で、かつ、特例扱いを希望する旨を申し出た希望工事区分についてのみ行います。

(2) 審査対象者

事業協同組合の特例を希望する場合には、事業協同組合の経営の内容等に加えて、組合員である建設業者のうちから最大10社の審査対象者のものも考慮されて審査が行われます。なお、審査対象者は希望する工事区分ごとに組み替えて申請することができます。

審査対象者は、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 当該組合の組合員であること
2. 当該組合の理事又は当該組合の理事が役員になっている法人であること
3. 当該希望工事区分に属する工事を施工することについて建設業法第 3 条の規定による許可及び同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者であること
4. 有資格者とししない者（[4](#)ページ参照）に該当しない者であること

※審査対象者は10を超えることはできません。

※審査対象者の指定に当たっては、(6)事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項（[103](#)ページ参照）に留意の上、行ってください。

(3) 提出書類

事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類は、次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出してください。

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
1. 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書（建設工事）	様式1-1		78
	様式1-2		82
2. 工事分割内訳表	様式2	事業協同組合及び全ての審査対象者ごとに作成してください。	85
3. 業態調書	様式3-1		88
	様式3-2		91

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
	様式3-3	(注2)	91
	様式3-4	(注2)	91
4. 営業所一覧表 (注2)	様式4		92
5. 共同企業体等調書	様式6	組合のほか審査対象者が4事業者までの場合には、共同企業体等調書(その1)及び(その3)を作成し、これを超える事業者からなる場合には、共同企業体等調書(その1)、(その2)及び(その3)を作成して提出してください。	94
6. 工事経歴書	様式5	様式1-2において、工事区分「15 維持(清掃、除草、除雪)」を希望し、その実績がある場合について作成します。作成に当たっては、直前1年度及び直前2年度の工事実績を記入して提出します(実績がない場合、又は当該工事区分を希望しない場合は作成する必要はありません。)	97
7. 総合評定値通知書の写し (注1)	—	事業協同組合及び全ての審査対象者のものを提出してください。 建設業法第27条の29の総合評定値通知書の写しをいい、資格審査の申請をする日の直前に受けたものに限りします。	99
8. 社会保険等の領収書等の写し (注1)	—	総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったときのみ提出が必要になります。	100
9. 納税証明書その3等の写し (注1)	—	事業協同組合及び全ての審査対象者のものを提出してください。 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3(未納のないことの証明書)で、対象は法人税、所得税、消費税及び地方消費税で、証明年月日が申請書提出時3ヶ月以内に発行されたものの写しをいいます。	100
10. 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者又は役員の氏名を記載した書類	様式任意		101
11. 役員名簿	様式任意		101

申請書類名	様式番号	申請書類の説明	頁
12. 組合員名簿	様式任意		101
13. 官公需適格組合証明書の写し	—		102
14. 委任状（正）（注3）	—		102

※申請書類は審査基準日で作成してください。

※申請書はホームページからダウンロードできます。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html>

（注1）原寸大かつ鮮明である写しであること。

（注2）「3. 業態調書」のうち様式3-3及び様式3-4並びに「4. 営業所一覧表」は、上記（※）の記載に関わらず申請日現在で作成してください。

（注3）「14. 委任状」については、申請代理人が代理申請する場合に提出が必要となります。

申請書類の提出方法等

○定期受付時 正本1部、文書郵送方式（書留郵便で送付すること）又は電子メール方式に限る。

- ・受付期間 令和6年12月2日(月)～令和7年1月15日(水)
 ※文書郵送方式は令和7年1月15日(水)の消印まで有効
 ※電子メール方式は令和7年1月15日(水)の16時受信分まで有効
- ・郵送先 〒060-8511
 北海道札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎
 北海道開発局事業振興部工事管理課企画係

○随時受付時 正本1部、電子メール方式、文書郵送方式又は文書持参方式による。

- ・受付期間 定期受付終了後（令和7年1月16日以降）、随時実施
- ・提出先 申請者の本店所在地を管轄とする受付窓口
 ※表-1（10ページ参照）

※メールの場合、hkd-ky-koukankikaku@mlit.go.jp宛てにPDFファイルを送付してください。（20MB以内。20MBを超える場合は添付資料を複数のメールに分けて送信してください。）

(4) 提出書類の様式及び記載要領

事業協同組合の特例扱いを希望する場合の提出書類の様式及び記載要領は次のとおり。

※申請書の作成に当たっては、必ず「登録申請前の確認」(4ページ)及び「申請に当たっての注意事項」(11ページ)を確認してください。

① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

[様式1-1]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない事業協同組合は72ページ参照

※特例扱いを希望する場合は、「令和 年 月 日」と記載されている欄の右の余白に特例扱いを希望する旨(例えば「特例計算を希望します。」)及びその希望工事区分を朱書してください。

様式1-1		※ 02 受付番号		03 業者コード 21-12345		※ 申請者		06 適格組合証明		有 無	
01 1:新規 2:更新				04 建設業許可番号 01-001234		05 の規模					
一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)											
令和7・8年度において、貴局で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。 令和 00 年 00 月 00 日 北海道開発局長 殿											
07 本社(店)郵便番号		060 - 0001		08 法人番号		0123456789012					
09 フリガナ 本社(店)住所		アイハツ・建設 北海道札幌市中央区北1条西13									
10 フリガナ 商号又は名称		アイハツ・建設 開発建設業(同)									
11 役職		代表取締役									
フリガナ 代表者氏名		アイハツ・建設 開発 太郎		フリガナ 担当者氏名		アイハツ・建設 建設 次郎					
13 本社(店)電話番号		011-231-1234				14 担当者電話番号		011-231-1236 (内線番号 789)			
15 本社(店)FAX番号		011-231-1235				16 電子入札用ICカードの登録番号					
17 メールアドレス		kaihatsu-h@mlit.go.jp									
18 代理申請時使用欄											
18 申請代理人		申請代理人郵便番号		申請代理人住所		申請代理人電話番号					
19 外資状況		1 外国籍会社 [国名:]		2 日本国籍会社 [国名:] (外資比率: 100%)		3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (外資比率: %) (外資比率: %)		20 営業年数		22 年	
								21 総職員数(人)		150	
22 設立年月日(和暦)		明治 大正 昭和 令和		14 年 04 月 01 日		23 みなし大企業		☐ 下記のいずれかに該当する ☒ 該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業			

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※斜文字は記入例

(様式 1-1)

項目	記載要領
	<u>提出年月日を必ず記載する。</u>
01 新規・更新	該当する申請区分の番号（1又は2）に○印を付けること。 (1) 新規（初めて北海道開発局に資格申請を行った場合） (2) 更新（過去に北海道開発局の資格決定を受けたことがある場合）
02 受付番号	記入不要
03 業者コード	「01 新規・更新」欄は、どちらかを○で囲み、更新の場合のみ次のとおり記載すること。 (1) 新規の場合・・・記載不要。 (2) 更新の場合・・・既存の北海道開発局の業者コード（2桁ハイフン5桁〇〇－〇〇〇〇〇〇で表示）を記載。
04 建設業許可番号	<u>※次のとおり記載すること。※記載漏れに注意！</u> ○事業協同組合の総合評定値通知書から建設業許可番号（2桁ハイフン6桁〇〇－〇〇〇〇〇〇〇で表示）を転記する。
05 申請者の規模	記入不要
06 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の有無に○印を付けること。
07 本社（店）郵便番号	○ <u>事業協同組合の本社（店）所在地</u> の郵便番号を記入すること。
08 法人番号	○事業協同組合として法人番号の指定を受けている場合は、記入すること。 ○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を入力する。 <u>※法人番号は、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載される場合があるので、誤りのないように正確に記入すること。</u>
09 本社（店）住所	○フリガナの欄は、カタカナで記載すること。 ○都道府県名については、フリガナを記載しない。 ○ <u>丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</u> (例) 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番22号 → 北海道札幌市北区北8条西2－1－22 北海道函館市大川町1番27号 → 北海道函館市大川町1－27 ○建設業許可上の「主たる営業所」の住所を記載すること。 (登記簿上と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入。)
10 商号又は名称	○法人の種類を表わす文字は、「（同）」を用いることとし、全角文字として記入すること。 ○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、法人の種類を表わす略号「（同）」については、フリガナは記載しない。

項目	記載要領
11 役職・代表者氏名	【役職】 ○下記の役職名のうちから一つを選択して記載すること。 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・管財人 【代表者氏名】 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。
12 担当者氏名	※申請する事業協同組合の職員のうち申請内容を把握している方（<u>当方からの、当該申請についての質問に答えられる方</u>）を記入すること。 ○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間を1文字あけること。
13 本社（店）電話番号	○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「ー（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。 ○担当者電話番号には、必要があれば内線番号も記入すること。 ○記入不要本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載すること。
14 担当者電話番号	
15 本社（店）FAX番号	
16 電子入札用ICカードの登録番号	記入不要
17 メールアドレス	○資格決定通知書の送付先として使用するほか、競争参加資格に関する照会等でも使用することがある。 ○契約を担当する部署の共有アドレスなど、常用しているもので、担当者の異動等による変更の頻度が少ないメールアドレスを記載すること。 ※上記によりがたいときは申請担当者個人のメールアドレスでも可 ※資格決定通知書は代理受領できないため、行政書士のメールアドレスは不可。
18 申請代理人	※<u>代理申請をする場合には、65ページを必ず確認すること。</u> ○行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。 ※申請者の従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要である。 ※<u>本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。</u>
19 外資状況	記入不要
20 営業年数	○<u>事業協同組合及び審査対象者の</u>申請日の直近の総合評定値通知書における営業年数の<u>平均年数</u>（その年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を記載すること。
21 総職員数	○<u>事業協同組合及び審査対象者の</u>申請日の直近の総合評定値通知書に記載されている審査基準日における雇用期間を特に限定することなく雇用された者（建設業以外の事業に従事する者を含む。）と、取締役又はこれらに準ずる者で常勤のものの数の合計値を記載すること。
22 設立年月日（和暦）	○事業協同組合の設立年月日を記載すること。 ○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。

項目	記載要領
23 みなし大企業	○事業協同組合として下記に該当する場合は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にチェックを入れること。 ◆中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ◆発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ◆大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

[様式 1－2]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照。

様式 1－2		※ 受 付 番 号		業 者 コー ド		2 1－1 2 3 4 5									
① 競争参加資格希望工事区分		② 年間平均完成工事高 (千円)		③ 申請を希望する部局											
				01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	合 計
				札	函	小	旭	室	訓	帯	網	留	稚	本	
				幌	館	樽	川	蘭	路	広	走	萌	内	局	
完 成 工 事 高	01	一 般 土 木	922,540	O	O	O	O	O							5
	02	建 築	442,219	O	O	O	O	O							5
	03	舗 装													
	04	鋼 橋 上 部													
	05	P S コ ン ク リ ー ト													
	06	し ゅ ん せ つ													
	07	機 械 装 置													
	08	管													
	09	電 気	68,813	O		O									2
	10	塗 装													
	11	造 園													
	12	防 水 加 工													
	13	さ く 井													
	14	グ ラ ウ ト													
	高	15	維 持 (補修、維持管理) (清掃、除草、除雪)	19,777 7,560	O	O	O								
		そ の 他 (申 請 外)	15,000												
		合 計	1,475,909	4	3	4	2	2							

A (O1一般土木～15維持(補修、維持管理)の合計)
+
B(その他(申請外))

総合評価値通知書の完成工事高合計となる。
(経審の端数処理等のため、完全に一致するとは限らない)

※斜文字は記載例

(様式 1-2)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
24 完成工事高	※「24 完成工事高」の各欄については、13ページの表－2「令和 7・8 年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類」の対応表及び主な工事内容により記載すること。
①競争参加資格希望工事区分	○競争参加を希望する工事区分の番号に「○」印を付けること。ただし、「1 一般土木」から「15 維持（補修、維持管理）」については、当該工事区分に対応する経営事項審査を受けた建設業許可業種であり、かつ、官公需適格組合証明を受けているものに限られる（13ページの表－2「令和 7・8 年度 国土交通省北海道開発局の工事区分と建設業法の建設工事の種類」の対応表及び主な工事内容」を参照。）。 ※この申請書に記載する希望工事区分は、建設業法第 3 条第 2 項の別表上欄に掲げる建設工事の種類及び建設業の許可申請に用いる建設工事種類とは異なるので、特に注意すること。
②年間平均完成工事高	○事業協同組合として希望する工事区分ごとに<u>事業協同組合及び各審査対象者の年間平均完成工事高（消費税は除く）を合計した金額（事業協同組合及び全ての審査対象者について作成した「様式 2 工事分割内訳表」（85ページ参照）を合算して求める）</u>を記載する（ただし、特例計算を希望しない工事区分については、事業協同組合の年間平均完成工事高を記載すること）。なお、単体申請をしている（する）場合の年間平均完成工事高と相違のないようにすること。 ○下から 2 行目の「その他（申請外）」の欄には、事業協同組合及び各審査対象者が希望する工事区分以外の工事の年間平均完成工事高を合算した額を記載する。ただし、建設工事以外の請負契約（測量・建設コンサルタント等）及び物品の販売等の兼業売上高は含まない。 ○「合計」の欄には、希望する工事区分の年間平均完成工事高及び「その他（申請外）」の欄との合計を記載すること。なお、「合計」欄の数値は、事業協同組合及び審査対象者全員の総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合（「15 維持（清掃、除草、除雪）」を申請したとき若しくは経営事項審査の端数処理の関係）があるが、本申請書様式 1-2 の「合計」数値は、単純に各希望工事区分の年間平均完成工事高及び「その他（申請外）」の欄とを足し合わせた数値を記載すること。 ※消費税を含まない金額を記載すること。 ※組合及び各審査対象者全員の総合評定値通知書の完成工事高の 2 年ないし 3 年平均の欄から金額を記載すること。（「元請完成工事高」欄の金額ではない。） ※「15 維持」のうち「（清掃、除草、除雪）」については、様式 5「工事経歴書」を基に記載すること。 ※当該希望工事区分において年間平均完成工事高が「0」であっても、当該希望工事区分に対応する建設業法の建設工事の種類について、

項目	記載要領
	建設業の許可を受けており、かつ経営事項審査を受けていれば、希望することは可能である。<u>その場合には、「0」と記載すること。</u> ※<u>年間平均完成工事高の合計欄等の誤記載、記入漏れが多く見られるので注意すること。</u> ○「01 一般土木」「02 建築」「07 機械装置」「09 電気」「10 塗装」「15 維持」のいずれかを希望する場合は、「様式3-2」のうち「02 希望工種」欄の記入が必要となる。
③申請を希望する部局	○希望工事区分ごとに<u>事業協同組合として申請を希望する部局</u>の欄に「○」印を付して、その数を「合計」に記載すること。 ※<u>全ての入札方式において、参加する可能性のある部局には、必ず「○」を付すこと（全て付けていただいてもかまいません）。</u> ※<u>「○」を付していない部局については、入札参加の希望をしていないと見なされ、「○」をしていない部局の案件に参加した場合に、無効（失格）となることがあるので注意すること。</u> ○工事区分「建築」「電気」「管」等を希望する者へ 北海道開発局では、各開発建設部で発注される営繕工事（除雪ステーション等）の他に、本局営繕部発注による国の官庁施設（合同庁舎等）の建設・改修等を目的とした営繕工事を行っており、そちらへの入札参加を希望する場合は、必ず本局の欄に「○」を記入すること。

② 工事分割内訳表
[様式2]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合
※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照。

様式2
※ 受付番号

業者コード21-12345

〇〇社に係る分

競争参加資格希望

工事区

1

一般土木

2

建築

3

舗装

4

鋼橋上部

5

PSコンクリート

6

しゅんせつ

7

機械装置

8

管

9

電気

10

塗装

11

造園

12

防水加工

13

さく井

14

グラウト

15

維持

その他
(申請外)

※

合

計

(単位：千円)

01 土木一式	214,540														19,777		234,317
02 建築一式		122,219															122,219
03 大工																	
04 左官																	
05 とび・土工・コンクリート	700,000																700,000
06 石																	
07 屋根																	
08 電気								68,813									68,813
09 管																	
10 タイル・れんが・ブロック																	
11 鋼構造物																12,000	12,000
12 鉄筋																	
13 舗装																	
14 しゅんせつ																	
15 板金																	
16 ガラス																	
17 塗装																	
18 防水																	
19 内装仕上		50,000															50,000
20 機械器具設置																	
21 熱絶縁																	
22 電気通信																	
23 造園																	
24 さく井																	
25 建具		50,000															50,000
26 水道施設																	
27 消防施設																	
28 清掃施設																	
29 解体	8,000	220,000															228,000
その他																3,000	3,000
合 計	922,540	442,219						68,813							19,777	15,000	1,468,349

記載要領
1 本表は総合評価値通知書に記載されている建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高を、当省の定める「競争参加資格希望工事区分」に分割又は合算して申請する場合に作成すること。
2 「建設業法上の建設工事」の種類には、経営事項審査において審査を受けた全ての建設工事の種類に対応した年間平均完成工事高を記載し、また「競争参加資格希望工事区分」には、それに該当する全ての「競争参加資格希望工事区分」を記載すること。
3 「※合計」の欄に記載する数値は、経営事項審査における建設工事の種類ごとの年間平均完成工事高と同一であること。

※斜文字は記載例

※この様式は、事業協同組合及び全ての審査対象者ごとに作成すること。

※作成に当たっては、欄外に「〇〇社に係る分」等を明記すること（事業協同組合及び全ての審査対象者ごとに作成するため。）

様式1-2と様式2の記載方法

様式2の希望工事区分合計と様式1-2の各工事区分年間平均完成高を必ず一致させる。

様式2

工 事 分 割 内 訳 表

(単位：千円)

競争参加資格希望 工事区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	その他 (申請外)	合 計
01 土木一式	214,540															19,777	234,317
02 建築一式		122,219															122,219
03 大工																	
04 左官																	
05 とび・土工・コンクリート	700,000																700,000
06 石																	
07 屋根																	
08 電気									68,813								68,813
09 管																	
10 タイル・れんが・ブロック																	
11 鋼構造物																12,000	12,000
12 鉄筋																	
13 舗装																	
14 しゅんせつ																	
15 板金																	
16 ガラス																	
17 塗装																	
18 防水																	
19 内装仕上		50,000															50,000
20 機械器具設置																	
21 熱絶縁																	
22 電気通信																	
23 造園																	
24 さく井																	
25 建具		50,000															50,000
26 水道施設																	
27 消防施設																	
28 清掃施設																	
29 解体	8,000	220,000															228,000
その他																3,000	3,000
合 計	922,540	442,219						68,813							19,777	15,000	1,468,349

総合評定値通知書の完成工事高と様式2の該当の工事の横の合計は、必ず一致させる。

様式1-2

競争参加資格希望工事区分		② 年間平均完成工事高	
		(千円)	
01 土木一式		922,540	
02 建築一式		442,219	
03 舗装			
04 鋼橋上部			
05 P S コンクリート			
06 しゅんせつ			
07 機械装置			
08 管			
09 電気		68,813	
10 塗			
11 造			
12 防水加			
13 さく井			
14 グラウト			
15 維持	(補修、維持管理)	19,777	
	(清掃、除草、除雪)	7,560	
その他(申請外)		15,000	
合 計		1,475,909	

総合評定値通知書

建設工事の種類	総合 評定値 (P)	完 成 工 事 高	
		N年平均	評点 (X ₁)
土木一式	aaa	234,317	
プレストレストコンクリート構造物	bbb	0	
建築一式	ccc	122,219	
大工			
左官			
とび・土工・コンクリート	ddd	628,000	
法面石地処理	eee	100,000	
屋根			
電気	fff	68,813	
管			
タイル・れんが・ブロック			
鋼構造物	ggg	12,000	
鋼橋上部	hhh	0	
鉄筋			
舗装			
しゅんせつ			
板金			
ガラス			
塗装			
防水			
内装仕上	iii	50,000	
機械器具設置			
熱絶縁			
電気通信			
造園			
さく井			
建具	jjj	50,000	
水道施設			
消防施設			
清掃施設			
解体	kkk	300,000	
その他		3,000	
合 計		1,468,349	

総合評定値通知書と様式1-2、様式2の合計を一致させる。 ※但し、「15 維持(清掃、除草、除雪)」を申請したとき若しくは経営事項審査の端数処理の関係で合致しないことがあるので、その際は、様式1-2と様式2は単純に足し合わせた数値を記入する。

(様式2)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
建設業法上の建設工事の平均完成工事高	○単位は千円とし、年間平均完成工事高を記載すること。 ○右側※の「建設業法上の建設工事」の各合計値は、総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と同一であること。 ※総合評定値通知書における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」と様式2の「※合計」の欄に記載する数値は、必ず一致させること。 ※この工事分割内訳表の各希望工事区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、総合評定値通知書上における「建設工事の種類」ごとの「完成工事高」を足し合わせた「合計」数値と合わない場合がある（経営事項審査の端数処理の関係）が、<u>この工事分割内訳表における各希望工事区分の年間平均完成工事高を足し合わせた「合計」数値は、単純に各希望工事種別の年間平均完成工事高を足し合わせた数値を記載すること。</u> ※工事区分別の注意事項 【土木一式工事からP S コンクリートへの分割】 ○土木一式工事からP S コンクリートに分割する年間平均完成工事高は、総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の「完成工事高」と同一でなければならない。 ※総合評定値通知書における土木一式工事の内訳表示であるプレストレスト・コンクリート工事の「完成工事高」は、国土交通省北海道開発局が発注する工事の希望工事区分であるP S コンクリートにしか計上できない。 【鋼構造物工事から鋼橋上部への分割】 ○鋼構造物工事から鋼橋上部に分割する年間平均完成工事高は、総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の「完成工事高」と同一でなければならない。 ※総合評定値通知書における鋼構造物工事の内訳表示である鋼橋上部工事の「完成工事高」は、国土交通省北海道開発局が発注する工事の希望工事区分である鋼橋上部にしか計上できない。

③ 業態調書
[様式3-1]

【作成が必要な方】

- 特例扱いを希望する事業協同組合
- ※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照

様式3-1
※受付番号
業者コード

業 態 調 書

01 有資格技術職員内訳

検 定 種 目		級別・種別・資格区分コード		人 数
施 工 管 理 技 士	建設機械施工管理技士	1 級		111
		2 級		212
		1 級		113
	土木施工管理技士	2 級	土木	214
			鋼構造物塗装	215
			薬液注入	216
	建築施工管理技士	1 級		120
		2 級	建築	221
			躯体	222
	電気工事施工管理技士	2 級	仕上げ	223
				127
		2 級		228
管工事施工管理技士	1 級		129	
	2 級		230	
			131	
電気通信工事施工管理技士	2 級		232	
			133	
	造園施工管理技士	1 級		234
2 級				

技 術 部 門		選 択 科 目・資 格 区 分 コ ード		人 数
技 術 士	建設部門	「鋼構造及びコンクリート」		142
		その他		141
		「農業農村工学」		143
	電気電子部門			144
	機械部門	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」		146
		その他		145
	上下水道部門	「上下水道及び工業用水道」		148
	水産部門	その他		147
		「水産土木」		149
		「林業・林産」		150
		「森林土木」		151
		「水質管理」		153
衛生工学部門	「廃棄物・資源循環」		154	
	その他		152	
建築士等	1 級建築士			137
	2 級建築士			238
	建築設備士	木造建築士		239

技 術 部 門		選 択 科 目・資 格 区 分 コ ード		人 数
技 術 士	総合技術監理部門	「鋼構造及びコンクリート」		42
		建設部門に係る選択科目のうち「鋼構造及びコンクリート」以外のもの		41
		「農業農村工学」		43
		電気電子部門に係る選択科目		44
		「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」		46
		機械部門に係る選択科目のうち「流体機器」以外のもの		45
		「上下水道及び工業用水道」		48
		上下水道部門に係る選択科目のうち「上下水道及び工業用水道」以外のもの		47
		「水産土木」		49
		「林業・林産」		50
		「森林土木」		51
		「水質管理」		53
「廃棄物・資源循環」		54		
衛生工学部門に係る選択科目のうち「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの		52		

施工管理技士・技術士・建築士等の合計
実人数

監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数
登録基幹技能者講習修了証の所持者数

記載事項
※「有資格技術職員内訳」の人数については、申請時点で取得している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。
また、「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」については、同資格者名簿（別添2の「資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者で監理技術者講習修了証を所持している技術者を集計し、合計人数を記入してください。
※令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。
※「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄については、建設業施行規則（第10条の2第2項第2号）に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記入すること。

※斜文字は記入例

※本表は、申請日現在で作成すること。

(様式 3-1)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
01 有資格技術職員 内訳	1. 「人数」欄 ○<u>事業協同組合及び各審査対象者の有資格技術職員数を合計した人数を記載すること。</u> ○申請時点で在籍（雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているものをいう）している有資格技術職員の資格の内訳について記載すること。 工事・測量等の両方を営んでいる者が申請する場合には、専ら測量・コンサルタント等に従事する者は外してカウントすること。 なお、申請において内容に虚偽がある場合、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後に発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがある。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 ※1人で2以上の資格を有している場合は、それぞれの資格に重複して計上できるが、技術士以外の資格で、1級及び2級の同資格を有している者等は、1級（上位の級）の欄のみに計上すること。 2. 「施工管理技士・技術士・建築士等の合計」欄 ○施工管理技士、技術士及び建築士等のそれぞれの検定種目等の区分ごとに記載した人数の合計（単純に合計したもの）を記載すること。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 3. 「実人数」欄 ○施工管理技士・技術士・建築士等の合計のうち、重複を除いた人数を記入すること。 ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 4. 「監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の所持者数」欄 ○<u>事業協同組合及び各審査対象者の該当人数を合計した人数を記載すること。</u> ○経営事項審査申請書の技術職員名簿＜別紙二＞の「監理技術者資格者証交付番号」欄に同交付番号が記載されている技術者のうち、<u>監理技術者講習修了証を所持している技術者</u>を集計し、合計人数を記入すること。（2の「合計」欄には含まない。） ※<u>令和2年1月16日以後に監理技術者資格者証の交付を受けているもの。</u> ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。 5. 「登録基幹技能者講習修了証の所持者数」欄 ○建設業施行規則第18条の3第2項第2号に規定する登録基幹技能講習を修了した者であって、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者を記載すること。（2の「合計」欄には含まない。） ※該当する有資格者がいない場合は「0」を記入すること。

※技術士資格取得人数入力時の注意事項

平成30年度以前に実施された技術士試験において、第二次試験で下記表左に記載の科目を選択して合格し、技術士法による登録を受けている者は、表右の対応する入力項目の人数に含めて計上すること。

赤字は技術士法の改正により、平成31年度技術士試験より科目の統合・名称変更が行われた科目のため、入力に注意すること。

技術部門	平成30年度以前選択科目	計上する項目 (平成31年度以降選択科目)
総合技術 監理部門	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの	建設部門にかかる選択科目のうち 「鋼構造及びコンクリート」以外のもの
	「農業土木」	「農業農村工学」
	電気電子部門にかかる選択科目	電気電子部門にかかる選択科目
	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	機械部門に係る選択科目のうち 「流体力学」又は「熱工学」以外のもの	機械部門に係る選択科目のうち 「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」以外のもの
	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの	上下水道部門に係る選択科目のうち 「上水道及び工業用水道」以外のもの
	「水産土木」	「水産土木」
	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物管理」以外のもの	衛生工学に係る選択科目のうち 「水質管理」、「廃棄物・資源循環」以外のもの
建設	「鋼構造及びコンクリート」	「鋼構造及びコンクリート」
	その他	その他
農業	「農業土木」	「農業農村工学」
電気電子	—	—
機械	「流体力学」又は「熱工学」	「流体機器」又は「熱・動力エネルギー機器」
	その他	その他
上下水道	「上水道及び工業用水道」	「上水道及び工業用水道」
	その他	その他
水産	「水産土木」	「水産土木」
森林	「林業」	「林業・林産」
	「森林土木」	「森林土木」
衛生工学	「水質管理」	「水質管理」
	「廃棄物管理」	「廃棄物・資源循環」
	その他	その他

※電気電子部門については電気電子部門に係る全ての選択科目が計上対象。

[様式 3－2]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照

単体の申請と同様のため、36 ページ以降を参照。

[様式 3－3]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

○組合及び審査対象者全員に係る分をそれぞれ作成する

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照

単体の申請と同様のため、39 ページ以降を参照

※作成に当たっては、欄外に「〇〇社に係る分」等を明記すること（代表者及び構成員毎に作成するため）

[様式 3－4]

【作成が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

○組合及び審査対象者全員に係る分をそれぞれ作成する

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照

単体の申請と同様のため、51 ページ以降を参照

※作成に当たっては、欄外に「〇〇社に係る分」等を明記すること（代表者及び構成員毎に作成するため）

〔様式 4〕

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照。

※斜文字は記載例

※本表は、申請日現在で作成すること。

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

(様式4)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
番号	○一番最初に本店を記載し、「0」と記入すること。 ○以降の事業協同組合の営業所については、1から連番を記載すること。
営業所名称	○事業協同組合の本店及び経営事項審査を受けた建設業許可業種を有する <u>北海道内に所在する営業所</u> を記載すること。 ※本店は建設業許可の主たる営業所、以降の営業所は従たる営業所を記載すること。 ※営業所は、建設業許可申請書の別表の記載順によること。
所在地	○所在地を <u>都道府県名から記載すること。</u> ○丁目、番地は「ー（ハイフン）」により省略して記載すること。
電話番号（上段） FAX番号（下段）	○上段に電話番号を、下段にFAX番号をそれぞれ記載すること。 ○市外局番、市内局番及び番号は「ー（ハイフン）」で区切ること。 ○記載不要FAX番号が無い場合は、「なし」と記載すること。
建設業許可業種 （上段）	○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する <u>経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付すこと。</u> ※「本店」には、申請者が有しているすべての経営事項審査を受けた建設業許可業種の欄に「○」印を付す。 ※建設業許可を有していても、経営事項審査を受けていない建設業許可業種には、「○」印を付さないこと。
指名通知発送を希望する部局（下段）	○「営業所名称」欄に記載した営業所に対応する指名通知発送を希望する部局に「○」印を付すこと。 ○様式1-2の「申請を希望する部局」欄で希望した <u>全ての部局に「○」印を付すこと。</u> なお、複数の営業所（本店含む）で同じ部局に「○」印を付すことはできない。

⑤ 共同企業体等調書
[様式6]

【作成が必要な方】
○特例扱いを希望する事業協同組合
※特例扱いを希望しない場合には提出不要

様式 6-1		※ 受 付 番 号		業 者 コー ド																					
		111111		201-112045																					
		共 同 企 業 体 等 調 書 (その1)																							
建設工事の種類	技 術 職 員 数														合 計	※ 評 点 (Z)									
	1 級					準 一 級					2 級						そ の 他								
	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
20 土木一式	1	0			1	1	0			1	2	1			3	1	5			6	0	0			0
21 建築一式																									
22 大工																									
23 左官																									
24 トビ・土工・コンクリート			0		0		0			0		0			0		5			5		0			0
25 石																									
26 屋根																									
27 電気																									
28 管	1	0	0		1	0	0	0		0	0	0	1		1	4	1	2		7	2	1	1	1	1
29 タイル・レンガ・ブロック																									
30 鋼構造物																									
31 鉄骨																									
32 鉄骨																									
33 しゅんせつ																									
34 税金																									
35 ガラス																									
36 塗装																									
37 防水																									
38 内装仕上																									
39 機械器具設置																									
40 熱絶縁																									
41 電気通信																									
42 空調																									
43 さく井																									
44 建具																									
45 水道施設	1	0			1	0	1	0		1	0	0			1	1	5			6	0	6			6
46 消防施設		0			0		0			0		0			0		1			1		0			0
47 清掃施設																									
48 解体																									
合 計	1	1	0		0	1	0			0	2	2			4	1	6			2	1	1	1		
年間平均完成工事高(千円)	1,080,276																								
区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
自己資本額	84,160	46,281	7,142																						
借 入 金 額	2,460	1,583	4,845																						
経 常 次 元	707	1,028	643																						
その他の審査項目	1,239	1,357	1,368																						
合 計	137,583	8,888	2,378																						
※ 評 点 (V)																									
※ 評 点 (W)																									

※斜文字は記載例

[illegible]

様式 6-3													
※ 受 付 番 号		業 者 コー ド											
		211-112345											
共 同 企 業 体 等 調 書 (その3)													
建設工事の種類	元 請 完 成 工 事 高												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	計	合 計
01 土木一式		23,523	0									23,523	
02 建築一式													
03 大工													
04 左官													
05 とび・土工・コンクリート			0									0	
06 石													
07 屋根													
08 電気													
09 管	61,936	0	0									61,936	
10 タイル・レンガ・ブロック													
11 鋼構造物													
12 鉄筋													
13 は装													
14 しゅんせつ													
15 板金													
16 ガラス													
17 塗装													
18 防水													
19 内装仕上													
20 機械器具設置													
21 敷設													
22 電気通信													
23 造園													
24 さく井													
25 建具													
26 水道施設		44,985	0									44,985	
27 消防施設			0									0	
28 斎場施設													
29 解体													
合 計	61,936	68,508	0									130,444	

※斜文字は記載例

※事業協同組合のほか審査対象者が4事業者までの場合には、共同企業体等調書（その1）及び共同企業体調書（その3）を作成してください。この場合、様式中「⑥or計」には、合計を記載してください。

上記を超える事業者からなる場合には、共同企業体等調書（その1）、共同企業体等調書（その2）及び共同企業体調書（その3）すべての作成が必要となります。

この場合、様式（その1）中「⑥or計」には、「⑥」について記入してください。

※各欄については、次により記入してください。

- ①事業協同組合の数値を「①」の欄に記入し、「②」以降に審査対象事業者の数値を記入してください。また、組合のほか審査対象者が4事業者までの場合には①から⑤までの各欄の合計数値を「⑥or計」欄に記入し、組合のほか審査対象者が5事業者以上の場合には、①から⑪までの各欄の合計数値を「計」欄に記入します。
- ②「技術職員数」欄には、総合評定値通知書の「技術職員数」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る技術職員数を、「1級」、「講習受講」、「基幹」、「2級」及び「その他」の「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数値を「計」欄に記入してください。
- ③「年間平均完成工事高」欄には、年間平均完成工事高の合計額を申請書（様式1－2）中「24 完成工事高」の「②年間平均完成工事高」の合計欄から転記してください。
- ④「自己資本額」及び「利益額」欄には、総合評定値通知書の「自己資本額及び利益額」欄に記載されている自己資本額及び利益額をそれぞれ転記してください。
- ⑤「経営状況」欄には、総合評定値通知書の「経営状況」欄の「評点（Y）」欄に記載されている点数を転記してください。
- ⑥「その他の審査項目」欄には、総合評定値通知書の「その他の審査項目（社会性等）」欄の「評点（W）」欄に記載されている点数を転記してください。
- ⑦「元請完成工事高」欄には、総合評定値通知書の「元請完成工事高」欄に記載されている建設工事のうち希望する業種に係る数字を「①」から順にそれぞれ事業者ごとに転記し、「①」以降の各欄の合計数字を「計」欄に記入してください。

[様式 5]

○工事区分「15 維持」の特例扱いを希望し、かつ、直前1年度及び直前2年度に当該工事区分の実績（ただし、清掃、除草及び除雪の実績に限る。）を有する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、72 ページ参照。

[illegible]

※斜文字は記載例

※記載事項が1枚で終わらない場合には、同様式を複数枚使用して記載すること。

工事経歴書のうち、「直前2カ年間の平均」欄の平均年数については次のとおり2年分又は3年分で作成すること。

- ① 経営事項審査を受けていない場合は、直前1年度及び直前2年度の2年分の完成工事高を記載する。

- ② 経営事項審査を受けている場合は、総合評定値通知書における完成工事高の算定で用いた平均年数に応じて、直前1年度及び直前2年度の2年分、もしくは直前1年度、直前2年度及び直前3年度の3年分の完成工事高を記載する。

なお、3年分の完成工事高を記載する場合は、提出する工事経歴書の「直前2年度の合計」欄の下に「直前3年度の合計」欄を設け、「直前2ヶ年間の平均」を「直前3ヶ年間の平均」に修正して提出すること。

(様式5)

項目	記載要領
受付番号・業者コード	業者コードを記載すること。受付番号は記載不要。
注文者 元請又は下請の別 工事名 工事場所のある都道府県名 配置技術者氏名 請負代金の額 着工年月 完成（予定）年月	○事業協同組合として「15 維持」へ申請し、当該工事区分につき特例計算を希望する場合は、 <u>事業協同組合及び各審査対象者の直前1年間の完成工事について、記載された請負代金の額の合計が、完成工事に係る請負代金の額の合計(直前1年度)の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること。ただし、請負代金の額が500万円未満の工事については、10件を超えて記載することを要しない（この場合は、記載された請負代金の額の合計が7割未満でもよい。）。</u> ※ <u>特例計算を希望しない工事区分については、事業協同組合単独のものを記載すること。</u>
直前1年度の合計 直前2年度の合計	○それぞれの年度における <u>事業協同組合及び各審査対象者の合計した完成工事の件数及び完成工事に係る請負代金の額の合計を記載すること（ただし、特例計算を希望しない工事区分については、事業協同組合単独のものを記載すること。）。</u>
直前2ヶ年間の平均	○「直前1年度の合計」と「直前2年度の合計」の平均を記載すること。 ○ここに記載された金額が、様式1－2の「15 維持（清掃、除草、除雪）」の年間平均完成工事高の金額となる。

⑦ 総合評定値通知書の写し

【提出が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、72ページ参照。

事業協同組合及び審査対象者全てのものを提出してください。

※経営状況（Y）及び総合評定値（P）の記載のないものは受け付けられません。

※「経営状況分析結果通知書」及び「経営規模等評価通知書」では受け付けられません。

※総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていることが条件となります。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類（保険料の領収証書等の写し）を提出してください。当該事実を証明する書類が提出されない場合には、資格審査申請書類を受理されなかったものと見なします。当該事実を証明する書類の詳細については、「⑧社会保険等の領収書等の写し」（100ページ）を参照してください。

⑧ 社会保険等の領収書等の写し

【提出が必要な方】

○総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった方

総合評定値通知書において雇用保険、健康保険又は、厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ添付書類として当該事実を証明する書類を提出してください。当該事実を証明する書類が提出されない場合には、資格審査申請書類は受理されなかったものと見なします。

当該事実を証明する書類とは、下記に示すいずれかの書類とする。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し
- ・適用除外誓約書

※適用除外誓約書の作成例は、[59](#)ページを参照してください。

⑨ 納税証明書の写し

【提出が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、[72](#)ページ参照。

組合及び全ての審査対象者の納税証明書の写しを提出してください。

詳細は[60](#)ページ以降参照

⑩ 審査対象者の建設業の許可番号、住所、電話番号、商号又は名称並びに代表者及び役員の氏名を記載した書類

【提出が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、提出不要

任意の様式で提出してください。

ただし、2以上の希望工事区分について特例扱いを希望する場合で、すべての希望工事区分の審査対象者が同じでないときは、次のような審査対象者一覧表を提出してください。

(様式例)

建設業の 許可番号 (8桁)	審査対象者		特例扱いを希望する希望工事区分			
	商号又は名称 代表者及び役員の氏名	住所 電話番号	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
00- 000000	〇〇建設(株) 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市・・・・ TEL 00-0000-0000	○	○	○	○
00- 000000	(株)〇〇組 代表取締役社長 〇〇〇〇	〇〇郡〇〇町・・ TEL 00-0000-0000	—	○	—	○
00- 000000	(株)〇〇工業 代表取締役 〇〇〇〇	〇〇市・・・・ TEL 00-0000-0000	○	○	○	—

※「特例扱いを希望する希望工事区分」の欄の「○」は当該希望工事区分の審査対象者であること、「—」は当該希望工事区分の審査対象者ではないことを表します。

⑪ 役員名簿 及び ⑫ 組合員名簿

【提出が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、提出不要

任意の様式で提出してください。

⑬ 官公需適格組合証明書の写し

【提出が必要な方】

○特例扱いを希望する事業協同組合

※特例扱いを希望しない場合には、提出不要

有効期間内の官公需適格組合証明書の写しを提出してください。

⑭ 委任状

【提出が必要な方】

○申請代理人による代理申請をする方

65ページを参照して、委任状を作成してください。

(5) 申請した事項の変更等の届出

①変更等の届出

申請書類の提出後又は資格決定された後、変更等の届出事由が生じたときのほか、事業協同組合の特例扱いを希望する場合で、次に該当するときは、速やかに北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へその旨を届け出てください。この場合、届出が官公需適格組合証明の更新を受けた旨であるときには、更新された官公需適格組合証明書の写しを併せて提出してください。

なお、官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に官公需適格証明の更新を受けた旨の届出が無い場合には、官公需適格組合証明を受けていないものとして取り扱いますので、届出を忘れないように注意してください。

(ア) 審査対象者が審査対象者の要件（75ページ参照）に該当しなくなったとき

(イ) 審査対象者の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名に変更があったとき

(ウ) 官公需適格組合証明が取り消されたとき

(エ) 官公需適格組合証明の更新を受けたとき

②官公需適格組合証明の内容が更新された場合等の取扱い

事業協同組合の特例扱いは、官公需適格組合証明を受けた建設工事の種類に対応する希望工事区分のうち、特例扱いを希望する希望工事区分について行うこととしています。なお、次の場合には資格決定を変更することがあります。

(ア) 審査対象者がその要件に該当しなくなったとき

(イ) 官公需適格組合証明が取り消されたとき

(ウ) 官公需適格組合証明は更新されたが、証明された建設工事の種類が少なくなったとき

(エ) 官公需適格組合証明の有効期間を経過した後1月以内に更新を受けた旨の届出がないとき

(6) 事業協同組合の特例扱いを希望する場合の注意事項

事業協同組合の特例扱いは、前述のとおり、事業協同組合自体の経営内容等に加え審査対象者のものも考慮して審査が行われますので、審査対象者の指定に当たっては、特例扱いを希望する希望工事区分ごとに、十分検討のうえ、審査対象者の要件を満たす構成員の中から、適切な者を指定してください。

第 5 競争参加資格審査申請に関する Q & A

第5 競争参加資格審査申請に関するQ & A

Q-1	国土交通省北海道開発局では、受付票等は発行されないのですか。
A-1	国土交通省北海道開発局において、受付票等は発行していません。 ただし、申請者が受付の確認を希望する場合には、申請書の写し又は任意の様式を用意（文書郵送方式時については、切手を貼付した返信用封筒を同封）していただければ、受付窓口で受付印を押すことはできます（随時受付も同様の取扱いです。）。 また、電子メール方式で申請書類を提出された場合は、申請が受理されると申請書送信元メールアドレス宛に受付通知メールが送付されます。

Q-2	随時申請や変更届の提出はインターネットではできないのですか。定期申請をインターネットで行ったが、変更届はどうすればいいですか。
A-2	<u>随時申請及び変更届の提出ともにインターネットでは行うことができません。</u> <u>電子メール、郵送又は持参にてお願いいたします。</u> <u>定期申請中に変更届を提出する場合は、北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール、郵送又は持参で提出してください。</u> また、資格決定後は、<u>北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口</u>に郵送若しくは持参で提出してください。なお、受付窓口以外の各登録部局への提出は必要ありません。 ※受付窓口（問合せ先） 10ページ ※インターネット一元受付に参加している機関に登録されている場合には、各機関にも変更届を提出してください。

Q-3	資格決定後、申請を希望する部局を追加することはできますか。
A-3	<u>申請を希望する部局は、追加できます。</u> 申請を希望する部局を追加する場合は、変更届と申請時の様式（※1）の「申請を希望する部局欄」の追加したい部局に朱書きで○印を付したものを<u>北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口</u>に郵送若しくは持参で提出してください。 なお、資格決定通知書については、発行されません。 （※1）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「登録部局等申請入

	力画面」、インターネット申請以外の場合は「様式１－２」のそれぞれ写し。 ※受付窓口（問合せ先） 10ページ
--	---

Q－４	資格決定後、希望工事区分を追加することはできますか。
A－４	<u>希望工事区分は、追加できます。</u> 追加の場合は、新たに随時受付による資格の決定を行います。 提出書類は、申請時の様式（※１）の余白に「工事区分の追加」と朱書きで記載したもの、申請時の様式（※２）の「競争参加希望工事区分」欄の追加したい工事区分の番号に朱書きで○印を付したものを、工事分割内訳表（※３）に変更が生じる場合は朱書きで修正したものを北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口へ郵送若しくは持参で提出してください。 （※１）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「申請書入力画面」、インターネット申請以外の場合は、「様式１－１」のそれぞれ写し。 （※２）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「登録部局等申請入力画面」、インターネット申請以外の場合は「様式１－２」のそれぞれ写し。 （※３）申請時の提出方法が、インターネット申請以外の場合のみ。 ※受付窓口（問合せ先） 10ページ

Q－５	資格決定後、建設工事の業態調書（様式３－２）の希望工種分類を変更することはできますか。
A－５	<u>希望工種分類は、変更できます。</u> 希望工種分類を変更する場合は、変更届と申請時の様式（※１）に朱書きで○印を付す又は朱書きで○印を抹消したものを北海道開発局事業振興部工事管理課企画係へ電子メール又は申請者の本店所在地を所管する受付窓口へ郵送若しくは持参で提出してください。 なお、資格決定通知書については、発行されません。 （※１）申請時の提出方法が、インターネット申請の場合は「業態調書５」、インターネット申請以外の場合は、「様式３－２」のそれぞれ写し。 ※受付窓口（問合せ先） 10ページ

Q－6	定期申請のときにインターネット方式で申請書類に不備があり、不受理になってしまいました。どのようにすればいいのでしょうか。
A－6	定期申請については、平成29・30年度資格審査より原則インターネット方式となっております。 必要書類が受付期間中に間に合わなかった場合は、随時受付となりますのでご注意ください。 ※定期申請の問合せ先 北海道開発局 事業振興部 工事管理課 企画係 (代表) 011-709-2311 (内線) 5480

Q－7	申請書の様式類を、インターネット上からダウンロードできますか。
A－7	申請書の様式及び変更届については、国土交通省北海道開発局のホームページからダウンロードが可能です。 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn000000v1h.html

Q－8	いわゆる「国土交通省統一様式」はどこで入手することができますか。
A－8	一部の発注者において、「国土交通省統一様式」と指定していることがあるようですが、<u>「国土交通省統一様式」というものではありません。</u> (参考) 申請書類の様式については、主に次のものがあります。 1. <u>中央公共工事契約制度運用連絡協議会（中央公契連）統一様式</u> 国土交通省が事務局となっている中央公契連に加盟する中央省庁及び特殊法人等において、申請書類のうち統一して使用している部分について申し合せを行い、様式を定めたもの。 ただし、共通部分のみの様式であるため、各発注機関が使用するに当たっては、各々必要な選択様式を追加して使用しています。 2. <u>国土交通省北海道開発局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u>

	国土交通省北海道開発局へ申請する場合に使用している様式。上記 1 を基に、国土交通省北海道開発局が必要とする選択様式を加えたもの。 3. <u>国土交通省地方整備局の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類</u> 国土交通省地方整備局へ申請する場合に使用している様式。上記 1 を基に、国土交通省地方整備局が必要とする選択様式を加えたもの。 ※このほか、国土交通省における申請書類は、大臣官房会計課所掌機関用のものがあります。＝国土交通省の統一様式というものはありません。 4. <u>その他各発注機関が定める申請書類</u>
--	---

Q－9	申請書の記入に使用する筆記具の指定はありますか。
A－9	鉛筆、消せるボールペン等の容易に修正できる筆記具は使用しないでください。 修正液、修正テープ不可

Q－10	「外資状況」の考え方を教えてください。
A－10	外資状況に記載する会社には、次の 3 種類があります。 ①外国籍会社 本店が海外にあるもの。 例：外国籍企業の日本支店（〇〇日本支店、〇〇日本支社） など ②日本国籍会社（外資100%） 100パーセント外国資本の会社 本店が日本にあるが、全額外国企業が出資しているもの。 例：外国籍会社の日本法人（日本〇〇、〇〇ジャパン） など ③日本国籍会社 一部外国資本の会社 本店が日本にあるが、一部外国企業が出資しているもの。 例：日本企業と外国企業との合弁会社（日本〇〇、〇〇ジャパン） など

Q-11	「執行役員」又は「執行役」による申請はできますか。
A-11	「執行役員」や「執行役」は会社を代表する権限を有していないことから、資格審査の申請者にはなれません。 ただし、委員会等設置会社において会社を代表する権限を有している「代表執行役」による申請は可能です。この場合には、役職欄には「代表者」と記載してください。 なお、申請書の「役職」欄に記入する役職名は次のとおりです。 ・取締役 ・取締役社長 ・代表取締役 ・代表取締役社長 ・代表取締役副社長 ・代表社員 ・代表者 ・代表理事 ・理事長 ・社長 ・副社長 ・無限責任社員 ・管財人 ・会長

Q-12	申請書類はどのように綴じればいいですか。
A-12	クリップで綴じてください。（ファイルに綴じる必要はありません。）

Q-13	随時受付は申請後、どのくらいの期間で決定になるのでしょうか。
A-13	適正な申請を受理してから1ヶ月から1ヶ月半程度で決定になります。 申請手続きについては6ページを参照してください。

Q-14	経常建設共同企業体の申請方法はどのようになるのでしょうか。
A-14	経常建設共同企業体の申請方法については、国土交通省北海道開発局のホームページをご確認願います。 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html